

全国都道府県知事会議

議 事 録

平成 1 9 年 1 1 月 1 4 日

全国都道府県知事会議 次第

平成19年11月14日（水）

於：総理大臣官邸

- | | | |
|---|---------------|----------|
| 1 | 開 会 | 10時00分 |
| 2 | 各閣僚と知事との懇談 | |
| | （休憩・昼食） | （12時30分） |
| 3 | 内閣総理大臣あいさつ | 13時00分 |
| 4 | 全国知事会会長あいさつ | |
| 5 | 内閣総理大臣と知事との懇談 | 13時10分 |
| 6 | 閉 会 | 14時50分 |

平成19年度全国都道府県知事会議

平成19年11月14日（水）

於：総理大臣官邸

【増田寛也総務大臣】 皆さん、おはようございます。朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから全国都道府県知事会議を開催いたしたいと思っております。

この知事会議であります、政府と地方公共団体との密接な連絡を図ることを大きな目的として実施しているものでございます。忌憚のない意見交換を行っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ことは日程の関係上、例年と異なりまして、午前中に各閣僚との懇談会を行いまして、その後、食事を皆さん方に召し上がっていただいた後、午後に総理においでいただきまして総理との懇談会を行う、こういうことにしてございますので、ご了承お願ひ申し上げたいと思ひます。各閣僚が午前中出席してございますので、各論からということになりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以降、着席させていただきます。

それでは、全国知事会会長の麻生福岡県知事からごあいさつをお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【麻生渡福岡県知事】 おはようございます。全国知事会会長の麻生でございます。

今日は国会の開催中で大変お忙しい中に、政府主催のこのような知事会を設けていただきました。誠にありがとうございます。今、私どもは各地域で何とか活力取り戻し、前に進みたいという努力をいたしておりますけれども、一方で、財政問題を初め各地域いろんな課題を抱えている最中でございます。今日はそのような我々の各地域での、あるいは共通の実態、問題を皆様、諸大臣に説明いたしまして、私どもとしての提案、考え方を説明し、また国政に取り入れていただく、それを通じまして国全体の活力のある発展を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【増田寛也総務大臣】 それでは、各閣僚との懇談を始めていきたいと思ひます。

この会議には各省の大臣が出席しておられますけれども、各大臣からのあいさつは、時

間の都合もございますので省略させていただきたいと思っております。ご了承お願い申し上げます。

また、議事進行の都合上、発言につきましては各知事に挙手をしていただきまして、発言をお願いする方を私のほうから指名させていただきたいと思っておりますので、この点もご了承お願い申し上げます。できるだけ多くの知事さん方に発言をしていただきたいと思っておりますので、大変恐縮でございますが、ご発言される知事さんにおかれましては、簡潔にまとめて発言くださるようお願い申し上げます。お手元にマイクがございますので、着席したままでマイクのボタンを押してお願い申し上げます。

それから、会議の円滑な進行に向けまして、お手元にペーパーが配られていると思えますけれども、懇談は原則としてテーマ別に行いたいと。各閣僚と知事との懇談のほうは分野を、便宜上、7つに取りまとめております。1番目が地方分権・地方税財政等から始まりまして、7番目のその他重要事項まで、大きく7つの項目に分けてございますので、その順番で議論を進めていきたいと、このあたりは例年と同じでございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速、1番目の地方分権・地方税財政等、ここから始めたいと思っております。一通り知事さん方から発言をしていただきました後に、まとめて関係大臣からお答え申し上げたいと思っております。それでは、発言希望のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、岩手県知事さん。どうぞ。

【達増拓也岩手県知事】 岩手県でございます。

現在、岩手県のような地方部は、近年の地方交付税の大幅な削減等により極めて危機的な財政状況に陥っております。近年は地域間での財政格差の拡大も激しいものとなっております。最近の5年間の状況を見ますと、岩手県においては地方税・交付税総額で600億円以上減少している状況であります。現行制度のままでは、平成20年度も格差がさらに拡大していくものと見込まれております。

一方で、社会保障関係経費など地方の財政需要も増大を続けており、岩手県では特に並行在来線の貨物線路使用料の問題がございます。本来はJR貨物または国が負担すべき経費について、地元の自治体や第三セクターに過重で理不尽な負担を強いる状況になっておりますので、現行の貨物の線路使用料制度の見直しなどを行うことにより、線路使用実態に見合った応分の負担をすべきであります。

このような状況を解消するためには、地方交付税の復元・増額と地方税の偏在是正の2

つの取り組みが必要と考えております。地方交付税については、地方交付税の持つ財源保障機能と財政調整機能が適切に発揮されますように、交付税原資となる国税の増収に見合った交付税総額の増額、臨時財政対策債の早期解消と交付団体のみへの配分などが必要であります。

地方税の偏在是正については、地方法人2税の一部を国へ、消費税の一部を地方へというような税源交換が必要と考えております。偏在是正を実施した場合、交付税総額が減少してはならないという点については、地方再生・活性化対策費を地方財政計画に新設することにより交付税総額を維持する方針が示されており、これを確実に行っていただきたいと思いますが、それは地方一般財源の維持を最低限果たすことになる措置であり、地方の活性化のためにはさらに地方一般財源の復元と増加がぜひとも必要であることを強調したいと思いますので、その方向での一層のご対応をお願いいたします。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 それでは、ほかにございますか。それでは、岡山県。

【石井正弘岡山県知事】 失礼いたします。私は地域間格差是正のための地方主体の取り組みについて、増田総務大臣にお願いをさせていただきたいと思っております。

現在、大変大きな課題となっておりますこの地域間の格差是正、このために国のほうにおかれましては地方交付税の中に地方再生特別枠というものを創設するという方向で地域再生に向けました取り組みが検討されている、このような報道に接しているわけですが、私ども地域の実情というものを踏まえたより効果的な対策を進めていくためには、地方みずからが自分のこと、自分の地域のことを自分自身が考え、そして主体的に取り組んでいく、このような取り組みを国のほうにおかれまして財政面でご支援をいただきたいということでございます。総務大臣のほうでお考えになっておられます地方再生特別枠、そしてさらに各省庁大臣におかれましても、それぞれ地域の活性化のためのさまざまな制度を新しく予算要求等で検討中であるという報道に接しているわけですが、ぜひとも地域の主体性、自主性というものを尊重するような、そういう財政制度をお願いしたい。例えば補助金制度を新しく創設するといったようなこと、あるいはまた第二補助金化になるような、そういう制度ではなくて、地域に使い勝手のいいような、人については自主性を尊重するような、そういう財源措置をぜひ講じていただきたいということをお願いいたしたいと思います。

それから、先ほどの岩手県知事さんのお話にございましたが、これに関連して、地方交

付税制度の増額の問題は我々にとりましては喫緊の、まだ最大の課題となっているわけ
でございます。我々見ておりますと、16年度の大幅な交付税の減というのが、今日までず
っと尾を引いているというのが実態でございます。私どもの県の例で恐縮でございますが、
私どもは五百数十億円削減されました。確かに地方税の増収ということもございましたけ
れども、差し引き、毎年300億円がずっと削減された状態が、その後今日まで続いてき
ている、こういったような状況がございますので、ぜひともそういう実態を勘案してい
ただきまして、必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額の増額の問題につきま
して、ぜひ前向きにお願いいたしたいと思っております。

我々は医療の確保とか、あるいは今問題になっております限界集落対策、あるいは企業
誘致等々の施策に自主的、主体的に取り組んでいくということは地方の共通の大きな課題
でございます。地方全体が再生していくためにも必要な交付税の確保ということが、今、
最大の命題であるということをご理解いただきたいと思います。その際、何といいまし
ても地方財政計画の策定というものが一番大きな問題であろうと思っております。地方財
政計画につきましては、井戸兵庫県知事が小委員会の委員長をなさっておられますけれ
ども地方交付税問題小委員会、こちらのほうにもまとめた我々の地方のデータございま
す。例えば基準財政需要額と決算額に乖離が見られるといったようなことで、難病関係、あ
るいは生活保護、あるいは人件費、公債費といったものを掲げておりますし、また、地方
ではどの都道府県も実施しております単独の医療費助成制度——乳幼児、あるいは母子寡
婦、あるいは障害者等々のさまざまな単独事業につきましても、どこの県もやっているよ
うなものはぜひ財政需要の中に勘案していただくなど、地方財政計画を策定されるには、
中身についてはぜひ我々が調査したものを反映していただきますように。また、その結果
も公開していただきまして、我々地方が納得できるような地方財政計画。それによって交
付税制度が決まってしまうので、ぜひそういう方向で是正されるということもお願い
させていただきたいと思っております。以上でございます。

【増田寛也総務大臣】 それでは、ほかにございますか。この関係は以上でよろしゅう
ございますか。富山県さん。

【石井隆一富山県知事】 ありがとうございます。今ほど2人の知事さんからお話があ
りましたように、地方交付税が今度の三位一体改革で税源移譲は3兆円ありましたけれ
ども、補助金は4兆円減らされて、地方交付税総額は5兆円減らされて、差し引きしますと
6兆円の減ということが、今、ほんとうに地方団体が、財政面で塗炭の苦しみに直面して

いる原因だと思います。そこで、今ほどそれぞれお話がありましたように、地方財政計画の策定を通じてしっかり地方に必要な交付税を確保してほしい。特に増田大臣には、地方再生・活性化対策枠ということで前向きにやっていただいていることに対し感謝申し上げます。

これと非常に密接なことを2点お願いしたいと思うのですが、特に格差が今非常に広がっておりますので、1つは、後進地域について。今、財政特例措置がございますけれども、この計算はちょっと技術的なんですけど、財政力指数が全国平均0.46——これは昭和36年の制度発足ときに定められたものですが、それよりも財政力が低いところに補助金のかさ上げをするという制度になっています。実は今度の三位一体改革で税源移譲が3兆円された、一方で補助金が4兆円減って、しかも交付税も5兆円も減っているんですが、財政力指数の計算は分子が税収ですから、形式上、財政力が豊かになったような計算になるわけですね。その結果、平成15年度と19年度を比較しますと、後進地域に対する特例措置が、2,538億円あったものが19年の推計で2,050億円で、約500億円ほど減っている。富山県でいいますと、実はこの4年間の推計で33億円も減っているわけです。これは、人口110万ぐらいの県で33億円っていうのはものすごく大変で、私も給与の削減を職員組合と交渉してやっているんですが、それでも二十数億円しか落ちないわけです。

こういうことは、ほんとうに地方団体がみんな豊かになったのなら、この後進地域に対する特例措置は減ってもいいんですけども、実際はもっともっと以前より苦しくなっているのに、しかも格差はむしろ拡大する方向になっているのに、こういう措置が減っていくというのはいかがなものかと思っておりますので、ぜひ、総務大臣、またご勘案いただきたい。

それからもう1点は、ややはずれるんですけども、格差是正ということで一言だけ申し上げます。例えば北陸新幹線ですが、これは大都市地域、あるいは太平洋側と日本海側とか、いろんなところの格差是正のために国家プロジェクトとしてやっていると思うんです。これの地方負担が今3分の1ありますけれども、これは以前、東海道新幹線や山陽新幹線、あるいは東北新幹線の盛岡までは地方負担がなかった話なんです。こういった点についても、ほんとうは理想は国庫負担の比率を上げるということでしょうけれども、現状では地方にとってあまりにも極端な重い財政負担になっている。例えば富山県でいいますと、新幹線の負担が昨年が80億円ぐらいだったものが、ことしは150億円、もう数年たちますと300億円になります。これは国全体の発展、それから格差是正ということも

あつての北陸新幹線のはずですけれども、実際にはそういう問題が起こっていますので、これはぜひ、総務大臣、格差是正をお願いします。

地方は一生懸命自立のために努力をしますけれども、国全体として、競争条件をある程度公平にするという観点からの国の措置というのは、交付税総額の確保も含めて、これまでもあった後進特例のかさ上げとか、あるいはこういう新幹線に対する財政支援、そういったところはぜひご配慮を賜りたいと思います。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 それでは、三重県、どうぞ。

【野呂昭彦三重県知事】 三重県です。もう既にいろいろお話が出ております。三重県も共通して、財政状況は極めて悪い状況です。全国で比較すると、まだ最もいいとよく言われるんですが、三重県がこういうひどい状況であるのにまだよいと言われるのは、全国的に、いかに地方が今、ほんとうに疲弊してきているのかということの象徴ではないかなと、こう思っております。

三重県におきましては、平成16年以降、順調に県税収入が伸びてまいりました。平成15年と18年とを比べますと、大体三百数十億円の県税収入増がございました。しかしながら、三位一体改革で補助金と税源移譲、その差額でマイナス数十億円。そして、さらに交付税改革によりまして、六百数十億円というものが交付税でも減ぜられました。合わせますと、実は、三百数十億円——400億円近い増があったにもかかわらず、差引勘定でマイナス300億円、15年度と比較してもそういう状況でございます。

今、地方の状況は、ほんとうに大変ひどい状況であります。大都市と我々の県との格差というようなことも言われますが、今度は我々の地域内においても格差がひどくなって、限界集落が多く出てまいりましたし、もう集落のコミュニティーが維持できないというような状況が出たりしております。個人的な所得の格差問題も言われているような状況でございます。

こういう今の三重県の状況が、全国でも財政状況を比較すれば最もいいほうだと言われる、そんな恥ずかしい国に、いつから政府は地方にそういう状況をつくったのか。私は非常に残念な気がいたします。

特に最近、市場経済に基づく競争を促して国の元気を出していく、これはこれで間違っているわけではないでしょう。しかしながら、今、社会が不安定化しそうな格差問題が浮き上がってきている。そういう問題が出てきたときに国がどういう対応をしているのか。

「地方、頑張れ、頑張れ」と言って、今度は地方間で自主的、主体的、競争原理を用いた、そんな手法で格差是正をしようと考えているのか。

そもそも、こういう格差問題がゆゆしい状況になるというのは、一方で国の元気さを増すと同時に、こういうパイが広がらない社会の中で深刻になってくる格差問題をどう埋め合わせていくのかというのが国の果たすべき責任であり、行政の責任であります。今や国はそれを放棄しているのに近い、そう言わざるを得ないような状況であります。

さらに、財務大臣もおられるので申し上げておきますけれども、最近、財務省の出す資料というのは、とんでもないものを出してまいります。例えば、先般出してきた地方公務員の人件費のことでありますけれども、その人件費、地方と中央の比較をするときに職責を比較するような、そういう表を出してまいります。地方と国とでは、同じ職責を比べれば年齢的には10歳ぐらい違う状況になっております。今、霞が関に勤務する官僚、これはしたたかにかなり積み上げをもくろんでいる。私どもから見れば、国はますます格差問題を国家公務員と地方公務員とでも現実につけようとしている、そういう数字を財務省はひた隠しに隠すよううそっぱちに近い、そういうデータを出してくるといのは、私は許せないことだと思っております。

なお、人員削減につきまして、三重県も一生懸命に今取り組んでいるところであります。17年までにかかなりの削減をしてまいりましたが、18年以降22年まで、国の方針に従い、我々は知事部局でも10%を超える削減をしようといたしております。しかしそのときに、国が打ち出した5%以上の純減、5.7%の純減、中身を見ても、そのことが、ほんとうに国が地方に偉い顔をして言える純減なのかどうなのか、疑わしいと私は思っております。

そういう意味では、財務省は都合のいいことばかり言い、そしていかにも地方が努力していない、そういうふうな印象を国民に与えるような、そんなデータの出し方というのは許せない思いがいたします。財務大臣におかれましては、そういう意味では、財務官僚のそういったところを正していただく、そのことがほんとうに心優しい額賀大臣のあるべき姿だと思ひまして、そのことを申し上げて、言いたいことはまだ少しなんです、以上にいたします。

【増田寛也総務大臣】 関連ですか？ じゃあ、京都府知事さん。それから次、愛知県知事さん。

【山田啓二京都府知事】 今の問題を絞ってちょっと申し上げたいんですけども、い

ろいろと財務省の皆さんが地方のことも考えていただいて、憂えていただいて資料をつくっていただけるというのは、これは私どもはありがたいのかなと、批判がなければ前進もありませんので、そういった面ではあるとは思っております。ただ出し方が、今、三重県知事さんがおっしゃったように、一方的であるというふうな気がいたしますけれども。

しかし、今回の問題はそれ以前の問題がちょっとあります。と申しますのは、私どもは、もう資料が出てまいりましたので、ほんとうにそうなんだろうか、それなら反省をしなければいけない点があるということで計算をしてみました。そうすると幾つか問題点がありまして、例えば、行財政改革を一生懸命やると人員構成に偏りが出てきて、その中で数値が高くなるということもあります。

しかし、もっと困った問題は、幾ら計算をしても財務省の数字と合わないんですよ。特に私ども京都府というか京都市に至っては160という考えられない数字が出てしまいまして、合わないのでも財務省に伺いまして、これ間違いではありませんかと言ったら、いや、そんなことはないとおっしゃる。では、数字を突き合わせていただけませんか、我々の計算と照らし合わせていただけませんかと申し上げましたら、それはだめだと、こうおっしゃるんです。私は、国と地方がこの問題についてはしっかりと前向きな、お互いに腹を割って議論をしていくことによって、ほんとうに国・地方を通じて簡素な政治ができると思っております。そうした点からしますと、こうした、言うことは言うけれどもその数字は出せませんというような態度では、前向きな議論はできないんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも前向きな議論ができるようにご指導いただきたいと思っております。

【増田寛也総務大臣】 それじゃ、愛知県、お願いします。

【神田真秋愛知県知事】 昨日、全国知事会がありましていろいろな議論がございました。事業税をどうするかという議論は、はっきり言って各県によってさまざまな意見がありましたけれども、47都道府県全く一致しておりますのは、一方的に減らされた交付税をどう復元するのか、その復元のためにどう我々は取り組んでいくのかということ。これは全く意見が一致しております。

そこで、ぜひともこれは総務大臣にもお尋ねしなければなりませんけれども、経済財政諮問会議で新たなプログラム、地方と都市の共生プログラムというものを提出されまして、興味深く拝見をしているわけでありますが、その中で例の特別枠云々の議論との関連で、「基本方針」（骨太の方針2006）の歳出改革方針は堅持、地方全体の歳出は増加せずということがはっきり明示されているわけであります。

私どもは一方的に減らされた地方交付税をどうするのか、そのためには地方全体の歳出をどう確保するのかを、最も神経をとがらせて今取り組もうとしているわけでありましてけれども、「歳出・歳入一体改革を堅持して地方全体の歳出は増加せず」、これを大変心配をしているところでありますので、ぜひともこの点についての考え方などをお聞かせいただきたいと存じます。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 大体よろしいですか。ここで一区切りつけたいと思います。まだありますか？ 大阪と、それじゃ、島根。じゃあ、この2県で1回ここはおしまいにしたいと思います。大阪、それから次に島根、こういうことでお願いします。

【太田房江大阪府知事】 私のほうからも地方税財政対策について一言申し上げておきたいんですけども。

先ほど来、地方の疲弊をどのように救っていったらいいのか、これは政治の面でも大変大きな課題になっていることは私どももよく承知をしております。が、先ほど来出ておりますように、私どもかなり長く知事をやっている者もおりますけれども、16年度から17、18年度の間5.1兆円の交付税が削減されて、それが私どもの財政状況を極めて苦しい状況、困難な状況に陥れているということは、みんなこれ認識しているところなんですけれども、最近、国の議論をいろいろと見ておりますと、大都市圏にかなりたまっている法人2税を少し困っている地方に回してはどうかというような議論がいろんな場でなされているやに聞いております。

この面についてこれから、1つは、私ども地方自治を扱っている者として、しっかりとご相談をさせていただきたい。私どもの中にもいろいろな議論がございますけれども、ご相談をさせていただきたいということ。

それから、これは5.1兆円の地方交付税総額の減のときもそうだったんですけども、私どもが持っております印象は、税源移譲やいろんなことをやっていただいた割には、結局、地方の行革努力が国に使われてしまった結果、そういう印象が免れずにきょうまで来ているわけでありましてから、今回の地方圏における困窮の問題をどう処理するか、どのように対応していくかということについては、その原点を必ず放置しないで、忘れないで、そこをどうするのかというところから必ず議論を始めていただきたい。都市の税金をどうするこうする以前に、16年度から18年度に起きたことが地方の困窮の一番大きな原因だったというところから、議論をぜひ始めていただきたいということをお願いしておきた

いと思います。

それから、一部に法人2税を地方から国に移して再配分するというような議論がなされているやに聞こえておりますけれども、税には税の原則というものがございまして。応益負担ですとか負担分任の原則といったような大きな原則があるわけですから、どのような場で議論されるにしても、こうした原則を無視した、まず結果ありきというような議論は国としてすべきではない、このように考えますので、この点についてもご配慮をいただきたいと思っております。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 それじゃ、最後になりました。島根県、お願いします。

【溝口善兵衛島根県知事】 ありがとうございます。地方財政問題につきまして言われておりますのは、法人2税の偏在の問題でございまして。大都市における本社機能の拡大などといった近年の新しい経済状況によりまして、法人2税の偏在の度合いがかつてより大きくなっているということが問題の背後にあるわけでございます。こうした偏在は地方税制度とか、あるいは交付税制度で調整をしていくわけでありましてけれども、最近の変化にその調整がおくれているんじゃないのかというのが私どもの認識でございまして。そのおくれた調整を早めにしてほしい、これが第1点でございます。

それから2点目でございますが、その調整の方法はいろいろな案があると思っております。今、大きく分けまして2つぐらいありますし、ほかのやり方もいろいろあり得ると思っておりますが、いずれにいたしましても、地方自治を尊重したやり方で行うということの基本にして考えていただきたいと思っております。これが2点目です。

3点目は、ただ、その調整をめぐる意見の相違などから、具体的な措置が実際におくれないということがないように、検討を早く進めていただきたい。来年度の予算編成に間に合うようにぜひともお願いしたい。3点目でございます。

4点目といたしまして、調整のやり方につきましては抜本的なやり方もあります、あるいは中長期的に時間をかけてやるやり方もあると思っております。それから、当面必要な措置をまず実行するというやり方もあります。いずれにしても、私どもが望みますことは、早く具体的な措置を国においてとってほしいということでございまして、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【増田寛也総務大臣】 ありがとうございます。それでは、今まで各県知事さんからお話ございました点まとめまして、まず、額賀大臣からお答え申し上げます。次、私がお

答え申します。

【額賀福志郎財務大臣】 各県知事さんからそれぞれ意見をいただきました。

まず、一番共通した問題は地方交付税を増額をしろという話であると思っております。私も地方出身でありますから、地方の財政がなかなか厳しい状況であるということはよく承知をしているわけでありまして。各知事さんも数兆円、5兆円前後減らされたということをおっしゃっておりますけれども、1つは、地方税と交付税全体は減ってはいないんですね。それから赤字公債自身は、これは国も地方も減らしていかなければならないということが共通の基盤でありますから、これは若干、今までのように臨時財政対策債というものが減らされていって厳しくなっているところもあるかと思うのでありますけれども、地方が苦しいというのは、恐らく景気がよくなっていくに従って、これも皆さん方がご指摘のように、地域によって偏在が起こっているということが、一つ共通の問題としてあるのだろうと思っております。

したがってこの問題には、これは増田総務大臣とも具体的な形を予算編成の過程でつくって、各地方に格差是正のために政策を提示していかなければならないと思っております。その過程で、皆さん方のきょうのご意見なども参考にしながら対応していきたいと思っております。

それは例えば法人2税についてであります。地方税の格差というのは平均すると3倍前後でありますから、法人2税の格差は6倍以上になっておりますから、そういうところをどういうふうに考えていくのか、そういうことについて合理的に、太田知事さんが言うように、論理的にも整合性が保たれていくためにはどうしたらいいのか、そういうことについて知恵を絞っていきたいと思います。

それから、野呂知事さん、京都の山田知事さんから、財務省でいろいろ資料を出しているけれども意味がよくわからん、ほんとうの数字なのかみたいな話がありました。私が全部細かいことまで知っているわけではないのだけれども、地方の人件費とか何かについて、技労職についてはこれからいろいろと考えていかなければならないのではないかという問題点の指摘、あるいは問題意識はありますけれども、改めて、どういうところに知事さんたちがご異議を唱えたかについて調べた上で、透明性があるように、そしてお互いその土俵の上に立って議論ができるようにさせていきたいと思っております。

それから格差の問題については、先ほどお話がありましたように、この問題は共通の問題として私どももしっかりと対応していきますから、いずれにしても今後、地方の財源が

安定的に必要なものが確保されていくように、我々もそういう視点で、総務大臣ともよく相談しながら対応させていただきたいと思っております。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 それでは、私のほうからまとめて、今までの話についてお話し申し上げたいと思います。

まず地方税財政の現状ですけれども、地方一般歳出がこの間、相当減っていると。平成11年から17年までの決算ベースの数字を見ても、ご案内のとおり14.6%、実に11.5兆減っているということではありますが、これはまさに、おいでの各県あるいは市町村のほうで、行革努力を初め賢明な歳出の削減をいろいろとご努力していただいた結果であろうと、まさにご努力の結果であろうというふうに思います。

その平均的な数字が14.6%と申し上げましたが、実はこのことが、財政力指数が0.3未満の団体ですとか、あるいは町村でいえば5,000人規模未満の町村ですとか、いわゆる弱いところ、そういった自治体に非常に大きな財政の悪影響を及ぼしているというふうに考えております。そこは税収増が別途あったとしても、それ以上に、今お話がございましたとおり、交付税が大幅に削減されているのでとてもカバーし切れていない、こういう状況にありますから、この点をなんとかしていかなければならないということが1つ。

それからもう1つ、税でいいますと、人口1人あたりの税収額の偏在度というのが、この間、地方税収全体が回復してくる中では大きく開いてきている、地方法人2税と地方消費税の間に非常に大きな差がございますので、これはやはり偏在是正のことを行っていきたいと考えています。

そうした考え方に基きまして、地財計画の中でまず歳出項目をきちんと立てて交付税の特別枠というものを確保していきたいと。いずれにしても理屈のつく、説明できる形で地財計画の中に歳出項目を立てないと何ともしようがありませんので、まずこれは特別枠で対応したい。

そのほか、先ほど地財計画の策定に向けてのいろいろなお話がございました。この点はいろいろご意見をお伺いしながら考えたいと思います。

それからもう1点、これは愛知の知事さんから特にご指摘いただきました、骨太の2006、2007、ここの歳出改革方針というのは堅持するというふうにして書いてあるけれども、この点はどうかということがございます。先ほど言いました特別枠の財源に地方税の偏在是正による財源を充てたいということは、まさに歳出改革方針、骨太の方針の考

え方は維持をするという考え方に立っております。これは愛知県の知事さんにご意見分かる部分かもしれませんが、閣議で決めた地方全体の歳出を増加させずに、2011年までにプライマリーバランスの改善に影響を与えない範囲で今回のことを行っていきたくて考えています。これは内閣として、その枠の中でなんとか知恵を出したいということでございます。

その上で、地方税改革については今後、政府部内あるいは党のほうとよく調整をしなければいけない問題だと思っておりますが、総務省としての考え方を申し上げますと、地方税改革としては、できるだけ国と地方の歳出比に合わせた形で地方の税収比を上げていきたい、これがまず基本方針の1つです。当面、1：1とかそんな数字が出ていますが、私どもも税収比1：1を目指して地方税を充実させたいと思っておりますが、その中で消費税の割合を高めていきたいというのがこの地方税改革の方向でございます。地方法人2税を、したがって同額、地方消費税見合い分を交換する税源交換も今の以上の考え方に立っているところでございますが、これについてはまだ政府部内で、財務大臣初め関係のところといろいろ調整しなければいけないと思っておりますけれども、そうした方向で、できるだけ地方税全体の安定税収の確保ということに、皆様方のご意向に沿うような形で実施をしていきたいと思っております。

そのほか、新幹線の財源の問題を初めいろいろご指摘いただきましたけれども、いずれにしても、当面、大きな格差がこの間に広がってきているという認識は共通して持っているところでありますので、その格差を是正するための方策はさまざまあると思います。補助金ではなくて、自主性の高い、できるだけ創意工夫が活かされるようなものを予算上も多くするといったようなことも必要だろうかと思いますし、そのほかいろいろな工夫が必要だと思いますので、その点については、省庁横断的な新たな施策の創設ということも含めて考えていきたいと思っております。以上でございます。

愛知県知事さんだけ。次の関係もあるので、愛知県知事さんだけお願いします。

【神田真秋愛知県知事】　ご説明を伺いました。財務大臣からもお話があったわけでありまして、若干、私どもの認識は違っております。

5.1兆円の大幅な削減をされたときの景気の上昇による影響分は、交付団体、不交付団体で、私の記憶では2.3兆円だったと思います。交付税のことでありますので、交付団体対象分としては1.2兆円。それから合併の関係が0.5兆円だと思いますので、実質4.4兆円は景気の動向とは関係ない大きな財源の縮減の方向での減額だと、私はそのよ

うに認識しております。したがって、それほど大きな乖離があることをどうしようかと。

私どもは、先ほど申し上げたとおり、47都道府県一致して、何とか復元しなければこの困難を打開できないということでもありますけれども、今、総務大臣からもお答えをいただいたわけではありますが、2006の骨太方針の歳出・歳入一体改革の基本方針どおりでいくとすれば、最も我々が最優先で考えていることが、もうここで半分あきらめなければならぬと、そう大変心配いたしますので、ぜひともこれは政府内でよくご検討いただいて、今後、地方の窮状をどうしていくのかと。地方の悲鳴というようなことが言われておりますけれども、都市部でもこれは悲鳴が上がります。そんなことをぜひともご理解いただいた上で、再検討いただきたいと思います。

【増田寛也総務大臣】 はい。わかりました。じゃ、大臣。

【額賀福志郎財務大臣】 1つは、総務大臣も、それから各知事さんからもお話がありました交付税の特例枠。これについては偏在財源の是正で、その中できちっとしていきたいということで、これは総務大臣とも共通の思いであります。と同時に、それによって地方が収入が増えたからといって交付税をどうするかとか、そういうことは考えません。

それから2006年の骨太ですね。これは国としては、やっぱり財政再建という旗はおろすわけにはまいりません。その中できちっと地域の活性化と、それから成長分野にどういうふうに重点的に振り向けていくかということを考えていかなければ、逆に、その財政運営によっては2法理になりかねない、そういう危機感もあるわけでございますから、これはお互いにこの難局をどう乗り切っていくか、知恵を絞っていかなければならないと思っております。

【増田寛也総務大臣】 いろいろご意見あることは十分承っておりますので、今後またよく調整させていただきたい、またご相談も合わせてさせていただきたいと思います。

それでは、次のテーマもいろいろございますので、厚生労働、それから文部科学政策のほうに移らせていただきたいと思いますと思いますが、初めに、厚生労働関係いろいろあるかと思いますが、その関係でお願いしたいと思います。

全員当てますから。秋田県。

【寺田典城秋田県知事】 私は、子育てと教育を日本の基本的な政策に決めるべきだと思います。

【増田寛也総務大臣】 文科関係？

【寺田典城秋田県知事】 ということは……。

【増田寛也総務大臣】 厚生労働関係を先にしたかったんだけど、文科関係？

【寺田典城秋田県知事】 厚生労働ですから、子育ても教育も当たっています。

【増田寛也総務大臣】 じゃ、どうぞ。

【寺田典城秋田県知事】 今、これから産まれる子供が日本の将来、20年、30年を支えるというのは事実でございます。ですからその中で、今、所得格差が大変ついていきますけれども、どんな所得格差があろうとも、子育てと教育はサポートできるような体制をすべきでしょう、簡単に言うとそういうことでございます。

秋田県は今、子育てと教育については一番力を入れていきます。約4,000人にアンケートを取りましたら、社会が子育てと教育を支えるべきだということに約65%の方が賛成しています。税金を直接もらいたいといいますのは、35%が賛成で、反対が57%でございました。なかなか税金というのは払ってくれないというのが現状です。2年間、議会とやり合っています。

一つ、これから日本の国というのは、ある面で教育立国であるし、ものづくりの技術立国というような方向づけをしっかりと、例えば道路特定財源なんかも子育てのサポートにお金を入れるとか、それから自衛隊の予算を削って、もう少し平和国家日本ということで教育立国にするとか、そういうことで、どんなことがあっても所得格差が教育格差や子育て格差につながらないと。秋田県の所得というのは東京の半分でございます。全国平均の77%なんです、大体75%が年収500万以下なんです。500万以下という方になりますと、子育ては2人目、3人目になりますと高校教育で手いっぱいだと、大学までは入れられないというのが現実です。それを、例えば具体的にどういうサポートができるのかということとかを含めて、等しく教育機会、それから子育ての機会をお願いしたい、そういうことを具体的に各大臣からお答え願いたいと思います。

【増田寛也総務大臣】 はい。わかりました。ほかにどうぞお願いします。それでは、奈良県、お願いします。

【荒井正吾奈良県知事】 恐縮です。舛添大臣にご要望申し上げます。この8月に奈良県で妊婦の救急搬送の事件が発生いたしました。原因究明と対策案の検討の委員会に厚労省からも協力をいただきましたので、感謝申し上げます。検討の過程で感じたことを、大臣への要望の形で申し上げたいと思います。

奈良県で起こった事案は、各地域でも似たようなことは起こっているというふうに報道がございました。原因としてあげられますのは、産婦人科一次救急体制が不足している。

具体的に言えば、夜間、休日にどの病院も開いていない日が、全曜日の夜と日曜日の昼夜が、奈良ではございます。それをどう埋めるか。2つ目はハイリスク妊婦の受け入れ態勢、高次医療が十分ではないことが原因でございました。3つ目は未受診妊婦の解消。かかりつけ医のいない妊婦さんがやはりおられるということでもございました。

そのために解決すべき課題といたしまして、産婦人科医の不足、また地域偏在を解決する。2つ目は開業医の一次救急体制参画への消極的な姿勢をどう解消するかということ。3つ目は病院勤務医の過酷な労働条件をどう解消するかということ。最後に病院間連携の不足をどう解消するか。ほかにもあると思いますが、そのようなことについて県は責任を果たしていきたいと思っておりますが、やっていないこともやっていきたいと思っておりますが、今お願いしたいのは、国と県と市町村の責任分担と役割分担を明確にしてほしいということと、地方の責任と役割を担える武器をもう少し備えさせてほしいと。武器というのは権限とか財源ということでもございますが、今の税収偏在がありますと、税収が少ないところは医療サービスの給付もやはり衰えていく傾向はあると思っております。で、厚労省は通達という紙で仕事をしろと言うだけじゃなしに、もう少し武器を与えていただきたいということがございます。

また、国プロパーの課題といたしましては、産婦人科の萎縮医療の解消ということがあるように思います。例えば医療事故調査委員会を設置するとか、無過失補償制度を確立するとか、臨床研修医の地域偏在の是正措置をするとか、医師養成のパワーアップをするとかというのは、国でないとできない仕事だと思います。2つ目は、お医者さんというのは自由な職業でございますので、勤務先、勤務地を自由に変更できるということでもございます。医療サービスの偏在をなくす根本的な体制を、この際、国と県、地方が協力してつくっていききたいと思います。医療サービスの給付の現場は地域でございますので、知事会とも積極的、建設的な意見交換をして、よい医療体制を築くための権限のあるフォーラムをぜひご指導していただいて、つくっていただきたい。以上でございます。

【増田寛也総務大臣】 ありがとうございます。じゃ、熊本県、お願いします。それから山形県ですね。

【潮谷義子熊本県知事】 ありがとうございます。財政的に厳しい熊本県からの発言でございます。まず、一言申し上げさせていただきますが、ぜひ地方交付税の復元、さらに法人2税と消費税にかかわります税源交換について、先ほどの総務大臣のコメントをお聞きして、多々課題はあるというふうに受けとめました。ぜひやり抜いていただきたい、

そういう期待感を持っています。

そこで、厚生労働大臣に申し上げたいと思います。医療制度改革の一環として、療養病床再編成が進められておりますが、さまざまな課題が山積をしており、大変厳しい状況でございます。その中で、まず第1点として、有床診療所について申し上げたいと思います。有床診療所については、規模が非常に小さいために、施設転換の判断に苦慮しているという状況がございます。過疎地等におきましては、有床診療所が地域の医療や介護を支える柱でございます。転換ができずに病床廃止や診療所閉鎖に追い込まれるようなこととなりますと、地域の生活を根幹から揺るがすことになりかねないと思っております。

しかし、現実に現場では、現行の施設類型への転換には無理があると判断されているところが多いでございます。例えば療養病床としての経営を選択したとしても、診療報酬の引き下げなどで経営が困難になれば、ほかに代替サービスのない過疎地でのサービス提供に影響が生じるおそれがございます。また、報酬や基準等が不明確な状況の中で、県として有床診療所に対して情報提供や転換を推進し必要な支援を行っていくことが難しいという状況がございます。

このために、できるだけ早急に有床の診療所に対して転換可能な方法、経営モデルを国において提示していただきますとともに、有床診療所が今後も地域の医療介護を担っていくことができるように、特段の配慮が必要ではないかという点が1点でございます。

2点目でございますけれども、転換した後の老人保健施設について、床面積基準緩和が経過措置として設けられております。しかし、これは平成24年度以降には、本来の面積基準への対応が必要ということにされているわけです。このために、増改築など新たな経費負担を強いられているという状況が現場の中に生じておきまして、経営上の不安要因となっております。

そこで、この経過措置を平成24年で切るのではなくて、建てかえ時期まで延長する、そういう方法論で対応されるということも必要ではないかと思っております。またこの点に関して……。

【増田寛也総務大臣】 すみません。手短に。恐縮です。

【潮谷義子熊本県知事】 はい。

報酬面で差をつけていくというようなことも、考えてもよろしいのではないかと思います。

3点目ですけれど、今回の再編成で医療と介護の給付費の合計額は削減されるとのこと

ですけれども、医療給付費よりも介護給付費の自治体負担割合が高いことを踏まえて計算いたしますと、国の負担が減ったとしても、自治体の負担が軽減されるということは考えにくい状態でございます。療養病床の再編成を考えていく上で、自治体財政への影響についても、ぜひ視点としていただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 はい。じゃ、山形県、お願いします。それから神奈川、それから石川とお願いします。

【齋藤弘山形県知事】 はい。ありがとうございます。医師不足、地域偏在、診療科偏在、さらには自治体に勤める医師の加重労働問題と勤務問題、これはもう各地域共通の課題であります。地域医療が崩壊すれば、恐らくは再生するのは極めて困難ないしは極めて長期の期間がかかる、今まさに我々はそうした局面に、まさに危機に瀕していると思います。

そこで、さまざまな医師不足という問題に対して、増加してくれというような要望はあるわけですが、私はここで、あえて要望というよりも具体的な建設的なご提言をさせていただきたいと思います。これはいわば、地域における医師欠乏症とあえて言わせていただきますが、それに対する処方せんということを申し述べさせていただきたいと思えます。なお、この点については、私のみならず佐賀、徳島、鳥取、宮城の知事で、深夜、早朝にかけて一生懸命勉強してまいりました。それを具体的に提言させていただきたいと思えます。

1つは、いろんな今の問題の根源は研修医制度にあるのではないかということであります。したがって、2年間の臨床研修の場を、特に当該大学所在地都道府県に義務づけるということを提言いたしたいと思えます。それが1つ。

それからもう1つは、自治医大、これは我々47都道府県で、いわば支えていると言っても過言ではないと思えます。したがって、我々のメリットとしてこれを受けとめたいと思えます。1つは、この義務年限を9年から12年に延長して、延長した3年間については県内での診療従事を義務づけるということであります。さらに、この自治医大の卒業の医師については、勤務する病院の指定に加えまして、診療科目の指定を行うことができる制度に、併せて、学生に対する修学資金を都道府県が貸与する方式に改めることであります。

以上が中長期的であります、医師は10年ないしは15年以上かかりますので、短期

的な政策も合わせてやらなければいけないと思っています。それが3つ目でございますが、いわゆる医療クランクないしは医療秘書、これを診療報酬体系にきちんと位置づけて、診療報酬の対象とすることです。

最後、4つ目でございますが、開業医から理解と協力を得なければ、今の地域医療というのは保てません。したがって、3つばかりご提言させていただきますが、在宅医療を支援するための開業医のチーム化、ネットワーク化。2つ目は24時間の救急医療体制構築のための開業医の参画。そして最後に、地域メディカルマネジャー制度の創設ということになります。

以上につきましては、これまで大臣ご自身も知事との意見交換会や、それから政府としても昨年8月、5月ということで、緊急医師確保対策などを積極的に打ち出していただいております。そうした中に含まれていない新たな観点だということで、改めて建設的にご提言させていただきたいと思っております。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 それじゃ、次、神奈川ですね。それから石川。

【松沢成文神奈川県知事】 神奈川県でございます。きょうは、私が国会議員時代から尊敬する渡海文部大臣に、歴史教育についての見解をただしたいと思っております。

子供たちが、国際社会の中で日本人としての自覚を持って主体的に生きていく上で必要な資質や能力を育成するということは極めて重要だと思いますし、また、わが国の歴史や文化、伝統、さらには現代の社会に連なる近現代史の歴史に対する理解を深めていく、こういう教育は国家としても絶対に私は必要だと思っています。

しかしながら、今の学習指導要領を見ますと、高校教育の中で世界史は必修であります。日本史は選択科目であります。この理由はいろいろあると思いますが、日本史の場合は小学校・中学校で学んできているから高校では選択でもいい。世界史の場合は大学の教育にも連なるから高校では必修としたい、こんな学者さんのご意見もあるようです。

実は、神奈川県を始め1都3県の教育長が、人間形成においてこの歴史教育というのは極めて重要ということから、日本史も高校でも必修にしてほしいという要望を出しました。しかし、これは一顧だにされずに、この前の中間報告では全くこれが取り上げられておりませんでした。

大臣、昨年12月に教育基本法が改正になりました。この教育基本法の第2条において、

教育の目的として伝統・文化の尊重、わが国と郷土を愛する態度の育成などを教育の目的としているわけです。つまり、愛国心や郷土愛、これは日本人を育てていく上で絶対に必要である、そのための教育をしっかりとやっていくんだと目的に掲げたわけです。しかし、大臣、法律を変えたからといって郷土愛が、愛国心が持てるようになるのでしょうか。子供たちにほんとうに健全な意味での郷土愛だとか愛国心を持たせるには、私は歴史をしっかりと教えていくというのが第一条件だと思っております。

ちょっと例を出しますけれども、今、高校生にアンケート調査すると、日中戦争、日本と中国が戦争したことを知らないという高校生が過半数を超えるという調査もあるのです。それから日本とアメリカが、太平洋戦争、戦争したことを知らないという高校生もかなりの数に上っているのです。こういう状況です。片やお隣の韓国や中国では、今、歴史教育、特に近現代史の教育を、日本の植民地支配を中心に徹底的にやっています。これで中国、韓国の青年と日本の青年が国際交流しろと言っても、どんな話ができるのでしょうか。私はこれは国家の危機だとも思っているのです。

そこで、実は関東地方知事会でもこの問題を取り上げましたら、すべての知事の方々が、やはり日本史の教育は小中だけでなく高校でも絶対に必要であると。そして可能であれば、特に現代につながる近現代史、幕末明治維新以降から日本が近代国家を目指す中で、さまざまな戦争を体験しながらもみんなで努力してこのすばらしい国家をつくり上げてきたのだということをしっかり教えておかないと、これからの国際社会の中でアイデンティティーを持った日本人として、しっかり活躍できるということになっていかないと思うのです。

そこで、大臣に見解をいただきたいのですが、今、中教審のほうで学習指導要領の見直しが行われています。これは中間報告が出されました。しかし、その中で高校の歴史教育については何の変更もなかったわけです。私どもとしては、まず高校教育でも日本史をしっかりと必修化する。それが難しいのであれば、もう1つの考え方として、日本史と世界史を合わせた形で近現代史として、明治維新以降、現代に至るまでの歴史を高校の新たな科目としてしっかりと位置づける、こういう方向が……。

【増田寛也総務大臣】 すみません。ちょっと手短にお願いします。

【松沢成文神奈川県知事】 はい。終わります。ぜひともこの方向で大臣に学習指導要領の改訂に向けて努力をしていただきたいのですが、その見解をいただきたいと思います。

【増田寛也総務大臣】 いいですか。

【松沢成文神奈川県知事】 以上です。

【増田寛也総務大臣】 それでは、石川県お願いします。それから長野、岐阜といきます。

【谷本正憲石川県知事】 厚生労働大臣に、医師の確保についてお願いしたいと思いません。

今もお話がありましたけれども、特に研修医制度が導入されてから、大都市圏に若手の医師が集中しておりますし、地方ではますます医師不足が顕在化しております。石川県でも、従来は金沢大学の医学部が医師を供給するという役割を担っていたわけでありましてけれども、特に地方、やはりへき地のほうからどんどん医師を引き上げるという状況が顕在化してきております。石川県でも能登半島は医師不足という状況が生まれております。これは命にかかわる問題でありますので、これは私は大変重要な問題だと受けとめざるを得ないわけでありまして。

そういう中で、ことしの5月、政府与党のほうで緊急医師確保対策が公表されました。今、各省庁でいろんな具体の検討がなされているようでありますけれども、私のほうから簡潔に、数点ご提案させていただきたいと思えます。

第1点は、各県の大学における医学部の入学定員の増加ということがございました。これは、石川県の場合も5名増員するという方針が示されたわけでありましてけれども、これも医師不足を解決する有効な施策というふうに受けとめておりますけれども、最大のポイントは、この制度により養成された医師の地元定着率を高めることができるのかどうかということだと思います。そのためには地元出身者を優先する地域枠、この方式が有効ではないかと思えます。

そういった意味では、ぜひ入学者の選抜手続に県による面接とか県と大学との協議を組み込む、こういった県が積極的に関与できるような仕組みにさせていただきたいと思えます。

それから、定員を増員する前提として、各都道府県に対して奨学金制度の創設が求められているわけでありまして、現時点では国の財政支援が全く示されていないわけでありまして。医師の確保は国の責任でもあるということを踏まえ、県の新たな財政負担に対する国の支援は、私は当然、行われるべきもの、このように考えております。

第2点目が、医師不足が特に顕著なへき地における医師の確保対策であります。へき地における医師を確保するためには、現在、臨床研修制度で選択科目になっておりますへき地医療研修、これを必修科目にすることが何よりも大事だと思いますし、そしてこのへき地での病院勤務医確保とか離職防止のためには、医師の待遇改善が私は大事だと思います。

そういう意味では、へき地の病院に対する診療報酬の面での配慮とか国による財政支援、こういったこともぜひ検討いただきたいと思います。

そして加えて、現在、厚生労働省で研修医の大都市圏への集中を是正するための臨床研修病院の臨床研修医の募集定員を見直すという検討がなされていると聞いておりますけれども、大都市圏への臨床研修医の集中を是正することが私は肝要だと思います。確実に地方における採用数を拡大する、そういった実効性のある方策をぜひ講じていただきたい、このように思うわけであります。

医師の確保の問題は、都市と地方の格差ということが言われておりますけれども、それを象徴する問題でありますし、事は県民の命にかかわる問題ということでもございますので、ぜひ舛添大臣には思い切った対策を講じていただきたい、このことを強くお願いしたいと思います。

【増田寛也総務大臣】 では、岐阜県。失礼、長野県ですね。それから岐阜県でお願いします。失礼しました。

【村井仁長野県知事】 ありがとうございます。舛添大臣にぜひお願いしたいのですが。

BSE絡みの牛の全頭検査を来年の8月でやめるという方針をお出しになられたのは、私は大変結構なことだと思っておりますが、問題は、国の支援はなくなるが、各都道府県なりが自由にやるのは構わんというようにとられる面がありまして、あれは残されましたら、A県では検査をする、したがってうちの肉は安全ですというようなつまらぬコンペティションになります。関係者の間では、率直に申しまして、あれがいかになンセンスな検査であるかということは、これまた周知の事実であります。食品安全委員会でもそこははっきりさせているわけですから、若林大臣とも一つよくご連携の上で、明確にこれはナンセンスなことだということを広く周知させていただきたい。それだけお願い申し上げます。

【増田寛也総務大臣】 それでは岐阜県、お願いします。

【古田肇岐阜県知事】 ありがとうございます。私のほうからも医師確保対策について。これまで山形県、奈良県、石川県、それぞれいろんなご提案がございました。ほとんど重複するところがございますので、重複を避けながら、私どもの取り組みと若干のお願いを申し上げたいと思っております。

舛添大臣におかれましては、既にこの問題について大変積極的に取り組んでいただいていることについては、感謝申し上げる次第でございます。私どもはこの問題は、連携ということと人材の確保、この2つがキーワードであろうと。

まず連携という意味では、病院間あるいは医師間のいろんな垣根を取り除いていくということをしっかりやっけていこうではないか、そして患者の目線を第一に取り組もうではないか、こういう観点から、ほとんどの中核病院、医師会、女医会、病院協会、看護協会、大学医学部、市町村長、NPOと、関係者総出で地域医療対策協議会というのをこの春につくりまして、そして一堂に会して、垣根を取っ払って連携してどこまでシステムを組んでしのいでいけるか、こういうことについて真剣に議論させていただきました。総力をあげて、もちろん財政は大変厳しい中ではございますが、現実にやれることをプラグマティックに、早急にやっけていこうではないかということで、行動計画もつくらせていただいたところでございます。

そういう中で、寄附講座による地域医療学講座を開設いたしまして、特に深刻な飛騨地域をモデルに効果的な医師の配置、あるいは医療機関相互の連携システムをつくっていく。あるいは県庁内に医師確保対策チームを設置する。さらに平成20年度からは、岐阜大学医学部の定員増と、地域枠の新設に合わせて45名を対象とする県奨学金制度を創設しますし、また、定年退職をした医師あるいは県外の勤務医師の求職に関連して、ドクターバンクも設置するところでございます。

また、奈良県からご指摘ございましたけれども、周産期医療対策でございます。医療機関と大学の連携づくりということで、特に妊婦の救急搬送体制につきましては、県内の周産期医療機関と全消防本部からなる連絡会議を今月中に設置いたしまして、医師が責任を持って必ず受け入れ先をきちんと決めて紹介をするということで、たらい回しのないシステムづくり、そしてまた空きベッドの情報システムについて詳細かつ実行可能なものを充実していく、こういうことに取り組んでまいります。

また小児救急医療につきましても、休日・夜間救急体制の構築ということで、病院の勤務医と開業医を救命救急病院に派遣する体制づくりに取り組んでいるところでございまして、例えば、市民病院に周辺の開業医20人程度が交代で休日・夜間の診療をサポートするといったことについても、システムを構築したところでございます。

こういったことで、私どもとしては現場でいろいろな努力をしているわけですが、こういった努力に対して、国としてもいろいろな角度からご支援をお願いしたいということでございまして、特に今日お願いしたいことは、例えば今申し上げました、休日・夜間に地域の中核病院に出向いて診療支援をする医師に対して、診療報酬面で十分な措置をすること。それから、既にございましたが、無過失補償制度、医療事故調査会の整備とい

うことで、産科医師のモチベーションを高めるということ。そしてまた、奨学金制度について積極的なさらなる支援をお願いしたい、こんなことをお願いしておきたいと思います。ありがとうございました。

【増田寛也総務大臣】　　じゃ、鳥取県、お願いします。

【平井伸治鳥取県知事】　　舩添大臣には先日、C型肝炎の患者を前に目を腫らしておられる姿、大変印象的でした。福祉の心はわかっている厚生労働大臣。確かに肉親の介護のご経験もございますし、その大臣だからこそおわかりいただけると思いますので、一つお願いを聞いていただきたい。

それは障害者の福祉についてであります。先ほど医師欠乏症に悩む地方という話がありました。地域間格差は医師の話だけでなく、障害者福祉の世界にも今広がろうとしています。根源は障害者自立支援法です。確かに就労支援だとか地域移行、すばらしいと思いますし、ぜひそういうふうに進めていただければ、これは障害者の世界も大変喜ぶと思います。

しかし実情は、特に人口が少ない地域ではこの福祉の事業はやりづらくなっている。したがって、障害者福祉が失われようとする地域が生まれようとしております。例えば児童デイサービスを考えていただきたいと思います。10人の子供さんを集めて児童のデイサービスをしてください、こういう仕組みになっております。しかし、そのうちの7人は就学前の児童を集めてくれ、そうでないとある程度の報酬は出ませんよという仕組みになっています。ただ、私ども鳥取県もそうですし、あるいは福岡の片田舎を思い浮かべていただければいいと思うんですけれども、そこで就学前の子供を7人、しかも障害者という世界で集めるのは並大抵のことではありません。高齢者福祉のときに介護報酬で賄おうという制度設計は、ある程度地方でも妥当しました。すなわち、高齢者は地方でも多いです。しかし、障害者は全国ある程度の比率で起こるものでございまして、これは人口希薄地域で障害者福祉を単なる報酬制度だけで組もうと思うと、なかなか難しいということですね。

それから、地域移行を目指すというのは、そのとおりだと思うんですが、地域で生活者支援を行う事業、例えば知的障害者の授産施設からケアホームに向こう5年間以内で動けというふうになっております。しかし、今、地方ではそんなに人がおりませんので、そこでやろうと思いますと、大体2万円ぐらいの職員1人当たりの報酬が9,000円ということになるんですね。これはまず妥当しないと思います。このほかにもいろいろと、例え

ば夜間のケアホームだとかグループホーム、小さな地方に参りますと、四、五人でグループホームを組まざるを得ません。そういうところで夜間、例えば暴れる人がいる、ケアが必要な人がいる、そういう人に対する夜間支援のお金というの、これもほんとうにスズメの涙ほどにしかならないようなお金であります。

ですから、ぜひ現場主義に立ってもう1度、この障害者自立支援法でほんとうに自立できるような、そういう制度をつくり上げていただきたいと思います。こういうように申しますと、厚生省のお役人は、「いや、大丈夫です、21年の4月に見直すことになっています」と。そんな悠長なことではないんです。5年以内には、もう移行しなければならない。また、現場では次々と障害者の施設が倒れていく、放棄していくという事態になっておりまして、障害者福祉が失われようとしております。

私ども鳥取県出身の防衛大臣、石破大臣は、今内閣で一番忙しいのは舂添大臣と私だというふうに言うておりまして、きょうも矢継ぎ早の質問でほんとうに忙しいとは思いませんけれども、医師不足のこととか年金は忙しいかもしれませんが、障害者の部局はそんなに忙しくないと思いますので、こちらのほうへぜひ検討を促していただきたいと思います。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 じゃ、愛媛県、お願いします。

【加戸守行愛媛県知事】 ありがとうございます。医師不足につきまして、産科とか小児科、麻酔科、県内の不足は頭痛いのですが、それよりもへき地勤務医師の確保で各市町村長は泣いております。今年の5月の緊急医師確保対策で、大学は21年度から5名の特別枠ということで非常にありがたく思っております。ただ、愛媛県の体験から言いますと、現在、昨年から医学生に対する特別奨学枠で募集をしました。なかなか受けてもらえません。こんな状況を考えたときに、今度の制度の創設でへき地医師等を確保するためには、やや第二自治医科大学あるいは自治医科大学の分校的な形での取り組みを考えなければならないと私は思っております。

そんな意味で、厚生労働省、文部科学省、総務省連携していただきたいと思いますのですが、学生募集に際しましては県の奨学金を受けることを条件として募集をし、そして奨学金と合わせて自治医科大学卒業生相当のへき地勤務を義務化するという形で確実に人材は保証されるという形でなければ、今の時代、医学生の善意あるいは好意を期待しても、結果としては食い逃げになってしまう危険性があると私は思っております。

したがって、特別枠をつくれる以上、別の試験枠で条件をつける、それは県の奨

学金を受給する、そして県内でのへき地勤務を義務づける、こんなセットでの対応をぜひともお願いいたします。

【増田寛也総務大臣】 はい。わかりました。じゃ、宮城県。

【村井嘉浩宮城県知事】 宮城県の村井です。舛添大臣に、厚生労働行政の迷走ぶりの一端をちょっと知っていただきたいと思ひまして、発言をさせていただきます。

内容は心身障害者扶養保険制度の件についてであります。この制度自体は、障害を持った家族が保険料を支払って、そして亡くなったときに払った保険料から保険金が支払われるという、非常いい制度だと思うんですけども、このたび厚生労働省から、加入者が払う保険料を最大2.7倍に引き上げる。また都道府県の負担であります特別調整費——これは制度が始まってからきょうまでの過去の分の繰越欠損金の支払い分ですけども、これが400億円近くなったので、毎年本県の負担5,600万円が、平成27年度までというお約束だったものが平成62年度まで、過去分について今後42年間払い続けてください、そういうお話が提示をされたわけであります。42年といいますと、ここにおられます人はほとんど生きてないというような状況でございまして、責任がとれないわけあります。

なぜそのようになったのかと調べますと、まず、何度か制度改正があったんですけども、平成8年の制度改正のときから、運用金利を4.5%と見ていたということです。ゼロ金利時代がこれだけ続いているときに、運用金利4.5%で見ていた。そして、加入者が非常に少ない。宮城県の場合で見ると、障害をお持ちの方の加入率が3.0%と、障害を持っている方がほとんど入っていない制度なんですね。それを4.5%で運用しても、どのような形でやったらこれだけの繰越欠損金が出るというのは小学生でもわかるようなことなのに、今まで放置してきた。そして、もうにっちもさっちもいなくなったら、都道府県さん、半分負担してくださいよということでありました。

全国知事会がアンケートを取りましたところ、「賛成」というところが1県、「修正し賛成する」というところが13、「賛成できない」が15、「データ不足で判断できない、その他」14という結果でありまして、9月に行われました第4回扶養保険検討委員会の場でも、委員である埼玉県から同様の趣旨で意見を述べさせていただいているにもかかわらず、今回一方的に、ぜひともこれを協力してほしいという話がありました。これは私どもといたしましては、厚生労働省、そして運営の主体であります独立行政法人福祉医療機構、ここに大きな責任があると思ひますが、こういったようなものを地方に痛みを押しつける

というのはあまりにもひどいということでもあります。

我々が負担した分については交付税措置されるというような話になっているようですが、そもそもほんとうにこれがちゃんと交付税措置されるかどうかというのがわからない。また、全体的な交付税が減らされている中で、我々は信用できない、こういうことになっておりまして、交付税措置するのなら、最初から実施主体は国になるべきであって、国が全部面倒を見ればいいものであって、これを我々に押しつけるというのはあまりにも無理があるのではないかと考えております。

例のB型、C型肝炎の負担についても、この間、与党の案を見たら都道府県、地方に半分負担してくれというような、国の責任の分を我々に押しつけるというのは全く理解ができないですね。こういったようなことが今後ないように、ぜひとも大臣を初め政治のリーダーシップでしっかりと対応していただきたいと強くお願いをさせていただきたいと思っております。

【増田寛也総務大臣】 大分時間が来ているので、ほかの項目もあるので、あと栃木県、じゃあ、お願いします。

【福田富一栃木県知事】 難病対策につきまして、3点、課題の解消についてご検討願いたいと思います。

1つは、特定疾患治療研究事業が、国庫補助ですけれども、国と地方、県が2分の1ずつ負担する事業になっていますが、残念ながら国は6割程度しか交付を認めていない、こういう実態があります。患者数の増加がありまして財政の圧迫も顕著になってきているということで、ルールどおり、国におきましてはこの事業については所要額を確保して、地方の超過負担を早急に解消してもらいたい。1点目でございます。

2点目につきましては、この事業について45疾患が既に国の疾患として指定されているわけですけれども、昨年度、厚労省においてこれらの事業の対象範囲の見直し検討の中で、新たに対象とする疾患についても検討すべきとの議論もあったと聞いております。残念ながら、意見の集約はできていないという状況にありますけれども、ぜひこの対象疾患の拡大につきましても、各県、突発性難聴であるとか難治性ネフローゼ症候群であるとか、単独で支援をしているという実情もありますので、対象範囲の拡大についてご検討をさらに深めてもらいたい。

次に3点目ですけれども、在宅におけるALS（筋萎縮性側索硬化症）、あるいは神経疾患などの患者並びに家族につきましては、非常に介護等の負担が重くなっている、24

時間体制の介護が必要だと。こういった介護者の負担を解消していくことについても、国として取り組んでいく必要があるのではないか。栃木県におきましては、来年度、在宅難病患者等とその家族に対する支援対策を行う予定にしておりますけれども、ぜひ国におきましても、レスパイト入院が円滑に実施されるための環境づくりなどの介護者の負担軽減制度を早期に構築していただきますように要望する次第であります。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 それじゃ、ここで1回切ります。厚労大臣、次、文科大臣、お願いします。

【舛添要一厚生労働大臣】 いろんな貴重なご意見賜りまして、ありがとうございます。時間の都合もありまして、すべてお答えできるかどうかわかりませんが。

愛知県の神田委員長の元の社会保障の検討会、これは先般、麻生会長さんにもお願いいたしました。私と知事会との間で定例の会合を持つということにしておりまして、今月中、月末に1度それを持ちたいと思います。これは全員出席可能だということなので、きょう、もしご答弁できなかつたり、またご意見を拝聴できなかった方々がおられましたら、知事さんたち、ぜひその場をまたご活用願いたいと思います。

皆さん方の一つの大きな不満は、要するに、国と地方の関係で、あまりにこの厚生労働分野は地方に過重な負担がいつているのではないかと、何もかも地方にしりぬぐいさせているのではないかとというのが根底にあると思います。したがって、神田知事を委員長とする会合をやるということですので、これはしっかり皆さん方のご意見を賜った上で、そうならない形で解決できるかと。それは総務大臣、また財務大臣ともご相談しないといけないことだというふうに思います。

大きな前提はそうでございますけれども、まず、医師不足の問題は荒井知事初め貴重なご提言を賜りましたし、5月の政府・与党の緊急医師確保対策に載ってない細かい具体的な提言も知事さんから賜りましたので、それを活用させていただいて、さらに進めていきたいと思っております。

特にへき地の医師対策、これは愛媛の知事さんからもありましたように、渡海文部科学大臣ともいろいろ意見を調整しまして、国の奨学金、県の奨学金、そして条件づけ、こういうことをどうするか。

ただ、もう1つ問題は、どなたかがお出しになったと思っておりますけれども、勤務医問題や、へき地における医師不足問題など、一生懸命やるぞというときにいろんな投書が来まして、

「そんなこといったって開業医はいっぱい余っている、開業医は5時に終わって、土日はゴルフで遊んでいる、この人たちを活用しろ」というご意見を国民から賜ったりするので、どなたかおっしゃいましたが、開業医・勤務医のネットワーク体制の構築というのは非常に必要だと思います。

それから、研修医制度についてもいろんな問題点をご指摘賜っていますが、これは再検討したいと思います。

それから、例えば自治医大をもう1つつくるにしても、結局、単身ではへき地に赴任するんですけども、結婚して子供をつくったら、子供の教育ということからやっぱり都会に戻ってくる。ですから、これは国全体のあり方、教育の偏重、地域格差、こういうことも含めてこの国の形をどうするかということにも大きく関わっていますので、そういう問題も含めて検討できればと思います。皆さん方の貴重な提言は細かく検討させていただいて、なるべく活かしていきたいと思います。

それから、個々の医師不足以外の問題で、熊本の知事さんからありました、要するに、療養型病床群の話でございます。おっしゃるとおり、医療から介護になりますと地方負担のパーセンテージが非常に上がるので、これも非常に問題があるということで、転換可能なモデルを提示しろということなので、これはきちんと課題を果たしたいと思います。

それから例の床面積の問題ですけど、これはこの前、私は国会で答弁いたしまして、24年以降も柔軟に対応すると。つまり、4人を3人にしろといったって、空きスペースがあつたりしますから、これは非常に地域のご要望は大きいので、24年以降も柔軟に対応するという結論を既に出させていただいております。

それから、長野の村井知事からのBSE。これは全くおっしゃるとおりでありまして、これは若林大臣ともご相談の上。例えば長野はやらないけど鹿児島だけは検査をやるといったら、鹿児島の肉は売れちゃうわけですよ。それで今、赤福みたいな問題が起こってますから、ものすごく国民が食の安全ということに敏感になっています。ですから、補助金をやめる、実際、勝手にやってくれというのを、やっちゃいけないところまでどういうふうに言うのかを含めて、これは若林大臣とも相談しながら検討を進めてまいりたいと思います。

それから、鳥取の平井知事から障害者の福祉について。これはおっしゃるとおりで、したがって、自公で見直しを既にやっている。福田内閣の課題にもなっています。それで、一応1,200億円の暫定措置で少しはよくなりましたけれども、まさにものすごくきめ

の細かいことをやらないと、大都会でも7人集めるというのは難しいと思います。おっしゃるとおり、高齢者と児童のそこは違うと思ひまして、これ与党と連携を組みながら、どういう形でやるか。3年ごとに見直すことにはなってますけれども、しかし、ちゃんとやる。ただ、障害者を税金が払える就労者にしていくんだという、この方向は正しいと思いますので、その理念は生かした上で努力をしてまいりたいと思います。

それから、秋田の知事さんのおっしゃった、子育て・教育、これが国の根幹であるということも非常に大切だと思います。それから奈良の知事さんがおっしゃいましたように、産婦人科にかかってない方がおられてこの前のような問題が起きましたので、無料クーポン券を秋田は10枚にしたって、たしか知事さん、おっしゃっていました。

【寺田典城秋田県知事】 はい。

【舛添要一厚生労働大臣】 ぜひほかの地域の方々もそういうご努力を、我々もサポートしますので。そうすると受診率も高まると思いますので。そういう点もまた配慮をいたしたいと思います。

それから宮城県の知事さんのおっしゃった件は、これ先ほど申しましたように、どうしても地方の負担がということになりますので、検討させていただいて、また何らかの回答ができればと思います。全体的に中央と地方の財源、それからその負担をどうするかって大きな根幹の問題にかかわることです。B型、C型肝炎の話も、どういう負担にするかというのは、これは非常に問題になりましたけど、国民的な課題であるということで今回はお許しいただいた次第であります。

それから栃木の知事さんの難病対策の話、これもまさに地方の過重な負担ということになっている。ただ、疾患の症例を増やすというのは、専門家の間で非常に細かい議論をやっていただいていますので、なるべく多くの方がこの対象になれるように努力はいたしますので、またいろいろ貴重なご意見を賜ればと思います。

すべてにお答えしたかどうかちょっと不明でございますが、今月末に行われます厚生労働大臣、私と知事さんたちと神田委員会との会合でさらにフォローアップしたいということをお願いしまして、一応、私の答弁を終わります。

【増田寛也総務大臣】 ありがとうございます。じゃ、文科大臣、お願いします。

【渡海紀三朗文部科学大臣】 それでは、文科省、厚労省ということでしたので、関連する部分が随分あるわけでございますが、私のほうは、医師養成ということで舛添厚生労働大臣といつも議論をさせていただきながらお答えしているわけであります。

既に、いわゆる大学の定員の拡充ということは、皆さんもよくご承知のとおりでございます。まして、昨年、今年と枠を拡大しているわけですが、そういった方が地域にしっかりと定着をしてくれるかどうかということで多く問題が出されておりました。石川県知事さんからは、たしかこれは採用するときに県にもっと関与をさせてほしいというようなお話もあったわけでございます。

これに付随して奨学金の問題があるわけでございます。採用の段階で地域医療に対する情熱のようなものを面接でしっかり確認をしていただくというふうなことも、今、指導していただいているところでございます。そういったことと奨学金の絡み、こういったものの推移を少し見てみたいと。これはある意味、新しい試みでございますから、そういうことが具体的に地域に定着するということとほんとうに結びつくのか。そんなことは言っても、なかなかそうはならないというような議論もございますので、なお有効な手だてというものを考えながらこれからやっていきたいと思っております。

それからもう1点、これも厚生労働省との関係でございますけれども、地域医療という意味で地域の中核となる大学病院と地域の医療ネットワークがどうなのか、岐阜県知事さんから具体的なお話もあったわけでございます。そういった地域の医療機関とかいろんな組織とうまく連携をしながら、キャリアパスをきっちりと形成をしていくようなシステムというものをつくっていかうということで、これは概算要求の中でもかなり大きな額を実は要請しております。そういったことを通じて、要は、外へ出たからといってそれがマイナスにならないように、ちゃんとまた帰ってこられるよ、研究もできるんだよといったようなシステムをつくることによって、地域医療に貢献をしていただくという、こういった全体のネットワーク形成というものを考えていかなきゃいけないだろう、そんなふうにご考えております。

それから秋田県知事さんから、これは冒頭でございますが、子育てと教育格差という問題がございました。確かに地域によって教育の格差を起しちゃいけない、特に義務教育はそうだと、常に言わせていただいております。そのために設置法があり、標準法がありということであろうと思っております。

そのことと、それだけで、じゃあ、果たして格差がなくせるかという問題、これはまたなかなか難しいところがあると思っておりますけれども、例えば加配といったような制度もございますから、そういったことを通じて、県ともよくご相談しながら、そういった格差をつくらないように努力をしていきたいと思っておりますが、国が果たす役割と県が果たす役

割と市町村が果たす役割、これはまだまだ実は議論をしていかなきゃいけないんだろうな、ただ単に、義務教育の国庫負担が2分の1から3分の1になったよというだけの話ではないかと、私個人は実は思っております。

少子化につきましては、当然、安心した教育環境ができるということも一つ大きな要因であろうと思いますし、また、家庭の教育力が非常に落ちている、これは正直、あまり言いたくない言葉なんですけど、しかしこれは現実でありますから、そういったことに対して地域社会が何ができるかということについても考えていきたい、そんなことも考えております。

それから、神奈川県知事から激励のごあいさつをいただいたわけですが、教育課程部会における議論はもう既によくご存じだと思います。きのうもたしか我が省にご陳情にきていただいたと。私は待っていたつもりなんですけど、たまたま時間がはっきりわからないということで何かすれ違いました。

日本の近代史を教えるということは大変大事なことだと思っております。その充実を図る方法としてどんな方法があるか、どの過程でどういうふうやっていくかということの一つの現実的な答えが、今出されている方向なんだろうなと思っております。

ただ、いわゆる総合的な組み合わせた学習ですね。例えば世界史と日本史というのをどういうふうに組み合わせていくとか、こういったことは、例えば高校の必須科目の世界史の中においても、より日本とのかかわりで、この時代に日本はどうあったということもより組み込んでいくような検討を、今、お願いをしております。そういった意味で、中身をどうやって充実するかというのが今は大事であろうと考えております。私が就任した時点ではかなり議論が進んでおりましたので、そういったことを充実させてくれということは申し上げたつもりでございますが、非常にそういったことは大事であろうと。要するに、法律で書いたからといって、じゃあ、愛国心が生まれるか。そういうものではないというのは全く同じ認識でございます。以上。

【増田寛也総務大臣】 よろしいですか。じゃあ、上川大臣、少子化についてお願いします。

【上川陽子内閣府特命担当大臣】 ありがとうございます。秋田の知事さんから、子供にかかわる部分については国の大変重要な施策に据えてというお話がありまして、大変大きなエールをいただきました。今、若い世代の皆さんの結婚、そして出産、子育てということについての希望は、予想以上に高いものがあるということでもあります。今、未婚者の

9割以上は結婚したいとご回答していらっしゃいますし、また、欲しい子供さんの数というのは、2人以上を数えています。場所によっては、富山県のように3人以上というような希望も持っていらっしゃる。希望と現実のギャップがあるということをご埋め合わせをしていくのか、これが大きな課題であると思います。

出産の場合につきましても、今、産科の問題がございまして、安心して出産ができる環境づくり。そして子育てにつきましても、お父さん、お母さんが雇用をしっかりと確保しながら、安心して子育てができるように、また教育ができるような環境整備ということについては、各大臣との施策の連携ということも合わせて、しっかりと取り組む必要があると認識しております。また同時に働き方の見直しということで、今、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を骨太の方針にも掲げながら、この年末に向けてワーク・ライフ・バランスの憲章と行動指針を取りまとめるべく、今、全力で取り組んでいるところでございます。特に男性の働き方の改革も含めての社会全体の働き方の見直しを含めての少子化問題ということに、全力で取り組んでまいりたいと思っております。知事さんたちのご協力もよろしくお願い申し上げます。

【増田寛也総務大臣】 それでは、すみません、次、国土交通政策のほうに移りたいと思います。時間の関係がございまして、ぜひ重なったところは手短によろしく願いいたします。福島県からお願いします。

【佐藤雄平福島県知事】 福島県でございます。今、いろいろ懇談会を聞いている中でちょっと思ったんですけれども、もう少し閣僚の皆さんにも踏み込んだというか、もう少し明快な答弁ができないのかなと思っておりましたが、冷静に考えたら、国会ではございませぬからしょうがないのかなと思う中で、冬柴大臣には積極的なご答弁を期待したいと思います。

ちょうど私も1年になりました。1年の中でほんとうに困ったことがありまして、これは去年の12月でございます。去年の12月に補正予算が、国の経済対策で5.5兆円が決まって、我が県にも来ました。私は、国からの補正予算だからすぐこれ対応しなさいという話をしましたら、「知事、対応できないんです。お金がないんです」。つけてもつき合いなさいという話をしたら、積立金をおろすしかないんですと。現実問題として、積立金をおろして対応しました。それぞれ県庁の職員に聞いていると、じゃあ、つき合わなくてもいいのかと言ったら、いや、つき合わないで次の一般の予算のときにいろいろ困っちゃいますしねと、国に対して一つの遠慮をしているんだと。私自身、昨年まで国にいるとき

はそんなことは少しも考えておりませんでしたけれども、そういうふうな国と地方の立場というか、そういうふうであるということは、少なからず頭に入れておいていただきたいなと思います。

そこで、今、道路特定財源の話が連日出ております。道路特定財源の中で余剰という言葉、あれは6年前ですか、これ自体が私は間違っていたんじゃないかなと思うんです。余剰金が4,000億とかなんかというマスコミ報道がありました。これはなぜかという、本四公団の返済がちょうど終わったということなんです。余剰というのは、これは道路特定財源そのものが、地方への分担率と国の分担率が全然違う。平均して約2分の1の補助ですから、地方に行っているのは2.3兆か2.4兆だと思う。となると、せいぜい5兆円弱というふうなことで、補助事業分については賄うことができるのかなと思いつつも、多分ここにいる、大都市部の方はどうかわかりませんが、地方の行政を扱っている皆さんからすると、今の道路事業、公共事業は、みずからが出したくても出せないというのが実は現状だと思う。それはなぜかという、裏負担がないから。要望は出したんだけど出せないというのが現実であろう。私も国にいるときいろんな話を聞くと、要望が、多分、国土交通省、農林水産省も減っていると思います。それは額面が減っているんじゃないで、地方が裏財源がないから、どうしても出したくても出せないというふうなことが現実であるということは、ご認識いただきたいと思います。

そこで、今いろいろ議論している中で、6団体との話の中でも、1つは、余剰というのはあり得ない話です。余剰であれば、地方にその分配分してもらいたい。ですから、今の現況を考えれば、私は今地方の窮状の中で、1つは、道路事業の中で負担率、これが平均2分の1だと思うんですけれども、できればそれを3分の2とか、場合によっては、事業によっては、負担率は地方のことを考えていただきたい。

それと同時に、これは制度としてもうできちゃっているから、これはなかなか難儀なところがあるかと思いますが、しかしながら地方に対する配分率、これをもう少し考えていただくと、全体的なバランスの取れた国土交通行政というのでできるのかなと、私自身思います。

それとあと……。

【増田寛也総務大臣】 すみません。時間的に、手短にお願いします。

【佐藤雄平福島県知事】 あともう1つ。国土政策でありますけれども、国土政策そのものは今進めておりますが、基本的には一極集中。きょういろいろと皆さん方が議論して

いる中で、税源はどこにあるんだとか偏在があるけれども、これはやっぱり一極集中を是正しない限り、同じ議論を、これ何回も繰り返すことになるかなと思いますので。これは午後の総理にも申し上げようかなと思っておりますけれども、長期的にはこれを解決するということ。

【増田寛也総務大臣】 よろしいですかね。

【佐藤雄平福島県知事】 はい。

【増田寛也総務大臣】 すみません。できるだけ多くの知事さんに発言していただきたいので。

【佐藤雄平福島県知事】 考えていただきたいと思います。以上、失礼しました。

【増田寛也総務大臣】 宮崎県の知事さん、それではお願いします。

【東国原英夫宮崎県知事】 ありがとうございます。宮崎県でございます。私も地方交付税交付金の復元とか医師不足については発言させていただきたいんですが、割当というものがあるみたいなので、道路についてでございます。中には割当を無視されて発言される方もいらっしゃるんですが。国にルールを守れと言って、自分でルールを守らないというのも不思議な現象でございます。

道路特定財源のことでございます。本県は高速道路、あるいは生活道路等の空白地帯と言われております。陸の孤島とも言われております。供用率では高速が40%、東九州自動車道では20%。国・県道については64%。全国の平均が74ですから、九州で最下位というところでございます。ご案内のように、道路というものは生活道路、産業道路、あるいは災害時の道路、あるいは医療の問題の次に命の道路として非常に重要でございます。例えば、道路特定財源の余剰分を一般財源化する、そして福祉に回すとか医療に回すとかいうご議論がありますけれども、我々の宮崎県の場合は、例えば三次救急の場合は平均で72分、今かかっているんですね。こういうことが高速道路や生活道路の充実によって縮減されるものと考えております。ですので、一般財源化で医療に回すというのであれば、その高速をつくること自体が医療に回すことであるというような意味合いもございません。

道路特定財源、あるいは暫定税率の延長ということ。私はその道路をつくる方法というのは、それが最短で最良であると考えているんです。我々は道路特定財源とか暫定税率の問題よりも、一番には道路をつくってほしいんです、整備してほしいんです、一日も早く。そこなんです。そのためにはどういう方法があってもいいんです。例えば、道路特定財源

を一般財源化して、それが全部地方交付税に来てくれて、それで地方が裁量権によって道路をつくるということ、それはできると思うんですが、一番今リアルで、かつ近い方法は、道路特定財源の一般財源化の阻止、そして暫定税率の延長ということでございます。

手短にということでございますので、手短に終わらせていただきます。

【増田寛也総務大臣】 はい。ご協力ありがとうございました。徳島県。

【飯泉嘉門徳島県知事】 ありがとうございます。地域間格差の是正と道路、そして河川の整備について、冬柴国交大臣初め総務、財務両大臣にもお答えいただければと思います。

実は、道路の整備あるいは河川の整備につきまして、大都市部の皆さんを中心に、これは公共事業で、地方は食べるために欲しいんじゃないか、こうした議論がございます。しかし、道路にしても河川にしても、その整備はまさに国家戦略、まさに日本の社会資本整備であります。例えば大都市部におきまして、一番今市場で人気のある銘柄は何か。本県のなると金時初めあるわけでありましたが、しかし、1番は朝どれであります。つまり、大阪あるいは東京の市場におきまして、本県における高速道路を初めとする道路整備の範囲が広がれば広がるほど、朝どれの範囲が広がる、つまりそれだけ大都市部の食卓が豊かになるということであります。また、本四につきましては特に橋梁部にかかる高速道路の料金が、本州の一般の道路より9倍高い。これでは、大都市部の皆さんに届けるそうした農林水産物の価格がいわば9倍になってしまう、こういうことになってしまいます。

そこで、そうしたものをまず是正をしていただくために、道路特定財源をしっかりと堅持していただくと同時に、暫定税率を何とか維持してほしい。これにつきましては、我々地方におきまして、もしこれが飛んでしまえば、50億円は毎年減ってしまうことになるわけであります。そうした国家戦略としてぜひとも考えていただきたい、これが1点であります。

そして河川につきましても、平成16年は災いの年ということで、あれほどの台風被害がありました。そこで大規模河川であります。国が管理をしている直轄河川、そこにつきましてもやはりこれまで以上に耐久性を増す意味で、例えば排水ポンプにしても、あるいは堤防にしても、こうしたものの大規模な改修。1からつくるといのはなかなか限界があると思いますので、そうした場合の、先ほども出ておりますが、我々地方での負担がきちりと、今はすべて一般財源で行われておりますので、こうした点で平準化という概念も入れる意味で、地方債と、そして交付税の措置、これを緊急的に行っていただきたい。

以上であります。

【増田寛也総務大臣】 それでは次、和歌山県。

【仁坂吉伸和歌山県知事】 ありがとうございます。今、両知事さんからお話がありましたのと同趣旨でございますが、道路に関する財源の確保、特に道路特定財源の暫定税率も含めた維持と、それから冬柴大臣にきのう発表していただきましたけれども、中期計画の原案の早期かつ着実な実施というのをお願いしたいと思います。

その心は、我々のような地方圏の人々にとって、特に高速道路と基幹的なネットワークというのは、私は、地方の人たちが生活を考える基本的なチャンスだと思うんです。チャンスの源だと思うんです。例えば、今朝どれの話がありましたけれども、高速がついてないところというのは全国に幾つかありますけれども、圧倒的に人口が減っているところなのであります。もともとそうだったじゃないか、おまえらはもともと力がないんだろうと言われたくはないわけでありまして、実は、例えば江戸時代というのは内航、港運がそこから辺を代替していた。隆々としていました。それから鉄道の時代も隆々としていました。ちゃんとつけてくれています。ところが高速道路になって、高速道路がつかないところがあった。それによってこけてしまったところがたくさんあると思います。朝どれの話もありましたけれども、観光にしても企業立地にしても、みんなチャンスを生かすためには基本的なネットワークがきちんとしてないと、それは生かせないんじゃないかということではないかと思えます。

そういう意味で、ぜひそういう点を配慮して、地方を見捨てることなく、基本的なネットワークをちゃんと整備してから、じゃあ、一般財源化もやってみるかということをお考えいただきたい、そういうふうに思います。

【増田寛也総務大臣】 それじゃ、同趣旨の方はできるだけ手短かにして、じゃ、福井県お願いします。

【西川一誠福井県知事】 冬柴大臣にお願いいたします。今回、道路の基本的な方針をお示し願いましてありがとうございます。

きょうは新幹線であります。地方再生あるいは地方が疲弊している原因は、ここ15年あるいは20年、国土政策になかなか手が回っていないということがあると思います。国土政策はいろいろありますけれども、地方でかねがね要請をし、必要だと思っている事業を実行してほしいということです。福井県の例、あるいは北陸の例でいいますと北陸新幹線であります。ことし見直しの大事な時期だと理解をしております。今、福井駅だけが整

備されておりますので、金沢から福井、敦賀までの認可の方針をぜひともお示し願えれば、地方としてはそういう方針のもとに生活や経済活動ができると思いますので、ぜひともお願いいたします。

【増田寛也総務大臣】 ありがとうございます。それじゃ、後でまた時間があれば当てますので。冬柴国土交通大臣、それから額賀財務大臣、それから私とお願いします。

【冬柴鐵三国土交通大臣】 たくさんご質問を頂戴いたしました。まずもって一番熱いニュース。昨日、道路の整備に関する中期計画を発表いたしました。従いまして、それに関する質問もたくさんありますので、これについてまず申し上げたいと思います。

高規格幹線道路網、これを早く造れという要請はもう毎日、私は就任して1年になりますが、そういう要請の無い日は無いほど、そしてまた今日お会いしている知事さんの顔はほとんど私の部屋とかどこか地方でお会いして、道路整備についてお話があります。やはり今お話があったとおりでございまして、道路を整備することによって、医療ですね。今ここで東国原知事もおっしゃったように、医療機関を整備するという、そこへたどり着かなきゃいけないわけで、そのための道路を整備せよということになると思います。

従いまして、昨日発表いたしました中期計画、相当膨大なものですが、これをよく読んでいただきたいと思います。大きく分けて、今まで課題になっております1万4,000キロ、国土開発幹線自動車道建設法に基づく自動車道、それから一般国道の自動車専用道路、合わせまして1万4,000キロ、これができていないわけでございますから、これを早急に、10年以内に片を付けたいということが第1番目でございます。

特に日本海沿岸東北自動車道は、ほんとうにたくさん知事さんが来ていらっしゃいますけれども、ぶつぶつに切れております。道路は通ってこそで、切れていたのでは効用を發揮できませんので、それを1日も早くつなげなければならない。しかしながら、すべてを4車線のばりばりの高速道路で造らなきゃならないかという、我々、B/Cでいろいろ調査をいたしますと、ある部分については、これは2車線にして早く完成する。当面は4車線の道路用地は買収はしておくけれども、2車線をまず造って、その後これを4車線に拡充する所があってもいいのではないかと。それからこの部分については2車線でやろう、あるいは一部、そのルートの中に現道、今使っている道路の中で十分60キロで走れるような道路部分があれば、それも一部使わせていただこう。これを1、2、3と分けまして、そのような方針で早急にこの1万4,000キロについては整備をしようというふうにかかれておりますので、よく読んでいただきたいと思います。現道を使うということについ

て抵抗があると思いますけれども、その部分については我々の担当官が現地へ赴きまして、地元の方とも話し合っ、これは使えるのではないかという部分もピックアップいたしておりますので、ご了解いただけたらと思います。

しかしながら、この1万4,000キロに入っていないけれども、非常に重要な道路もあります。未整備の道路もあります。いわゆる高規格幹線自動車網と言われるものでございます。地域高規格道路というものでございます。例えば、申し訳ないんですけども、鳥取豊岡宮津自動車道は1万4,000キロには入っていませんけれども、これはやはり必要だろう。それから四国の高知と徳島ですけれども、阿南安芸自動車道、こういうものも絶対必要だと思いますし、それから東北も盛岡、日本海側、こういうところもそこへ入っていないけれども絶対に必要なところでございますので、こういう問題についても整備を進めたいということをお記してあります。

そのほか、こういう大きな道路じゃなくても、狭い道路で離合できないようなものについても120万キロにわたって調査しています。これは今自動車にあるカーナビゲーション、ああいうもので走りにくい部分とかをピックアップいたしました。9,000箇所の中から3,000箇所ピックアップしようとか、いろいろな部分がありまして、これはきのう発表しておりますので、どうぞ見ていただけたらと思います。

しかしながら、これを造るためにはいわゆる道路特定財源の暫定税率を維持していただかなければ、私どもは、総額で65兆、国負担分はその半分でございますが32兆5,000億というお金がなければ、これはできなくなるわけでございます。来年の3月に、ご案内のとおり、これが日切れで、もし法律が通らなければ廃止になってしまうという大変な事態を迎えております。私はそういうことはあり得ないと思いますけれども、きょうご出席の知事の皆様方にも、この暫定税率維持ということについては心を一つにして、ぜひこれは我々を応援していただきたい。我々はこれによって、この負担をお願いするけれども、こういう受益という形で道路を整備いたしますと。連続立体交差とか、あるいは高速道路料金の値下げとか、それも全部その中に書かれてあります。それで、B/Cは1.2ということですが、それに達しない部分についても、その地域の特性、先ほどおっしゃったような医療機関にどうだとか、16のメルクマールを持ってこういうものもきっちり図っておりますので、ぜひご協力を頂戴いたしたいと思っております。

【増田寛也総務大臣】 冬柴大臣、よろしゅうございますか。

【冬柴鐵三国土交通大臣】 はい。それからもう1つだけ、違う話ですから。福井県か

らいただきました……。

【増田寛也総務大臣】 新幹線。

【冬柴鐵三国土交通大臣】 新幹線の問題。これは今、それだけでも8,500億というお金が要ります。北海道も来ておられると思うけれども、北海道も1兆800億要ります。合わせて、今強く要請されている分でも2兆要りますので、その財源確保が一番大事でございまして、今、与党の中でこれを協議をしていただいております、国土交通省といたしましてもそれに対して全面的に応援をさせていただいて、そして早く結論を得たいというふうな立場でございますので、ご了解いただきたい。

【増田寛也総務大臣】 はい。ありがとうございます。じゃ、財務大臣、お願いします。

【冬柴鐵三国土交通大臣】 ほかにいろいろ聞かれましたけど。

【額賀福志郎財務大臣】 特定財源についてお答えします。もうご承知のとおり、これは昨年の閣議決定に基づいて、真に必要な道路の中期計画の素案が昨日発表されたわけでございます。この発表がなされたものですから、閣議の中で我々が申し合わせたように、暫定税率を維持するという、必要な道路をきちっとしていくということ、それから財源不足、財政再建も考えていかなければならないということ、そして納税者の理解を得ていかなければならないということ。そういうことを総合的に考えて、これから予算編成の過程でしっかりと議論をして、きょうの知事さん方のご意見も踏まえて結論を出させていただきたいと思っております。私どもは、できるならば財政再建上、一般財源化のことも許していただければありがたいと思っているわけあります。

【増田寛也総務大臣】 ありがとうございます。それじゃ、次、農業政策、環境政策に移りたいと思います。佐賀県、それから大分県、そして滋賀県、千葉県、この順で当ていきますので、大変恐縮ですが、手短によろしくお願いします。

【古川康佐賀県知事】 はい。わかりました。佐賀県でございます。イノシシでございます。実はこれで笑いが漏れるんですよ。今までもこういう地方の問題というのが、一地域の何か笑い事みたいな問題としてとらえられていたものが、今はもう全く無視できなくなっているということでございまして、ぜひ国のほうでも本腰を据えて、特別の立法をするなり何なりで、こうした問題については本腰を入れているぞということをぜひ明らかにしていただきたいと思っております。

私どものところでもイノシシとシカ、あと最近はアライグマも出てまいりまして、そう

したものがたくさん見られるようになってしまいました。こうしたことに対応して県でもさまざまな対策をやっていますし、実は県職員でイノシシ対策の支援隊というのをつくって、希望する地域に派遣したりもしております。でも、こういったことで十分とは言えません。例えば、ミカンなどの放棄地がイノシシの住みかになっているふうなこともありまして、そうしたものを例えばウシの放牧地にするとか、広葉樹林を植えたらどうかとか、そんなふうなさまざまな提案を私ども別途させていただいておりますが、ぜひ大臣のほうでも正面からとらえていただいて、そうした政策に前向きのご対応をお願いしたいと思います。以上であります。

【増田寛也総務大臣】 はい。大分県、お願いします。

【広瀬勝貞大分県知事】 私からまず経済産業大臣にお伺いしたいんですけども、最近の石油価格の高騰に非常に地方も弱っております。石油価格の高騰を、政府として理由をどういうふうに見ておられるのか、これからどういうふうになっていくと考えておられるのか。それから、今こそまた省エネルギーや代替エネルギーの技術開発が非常に大事になってくると思います。その辺について、今、特に方針があるのかどうか、そのあたりも伺ってみたいと思っております。

次に農林水産大臣にもお伺いしたいと思います。畜産用の飼料、あるいは養殖漁業用のえさ、そして農林水産全体の燃料が大変高騰しております。その対策についてでございます。1つは畜産用の飼料について。まだ耕作をしてない田んぼがたくさんあります。そういうところでお米でもつくって、そして飼料にしたらどうだろうかというようなことを考えておりますけれども、作付面積の拡大だとか、あるいは飼料用の多収品種の活用といったようなことについて、一つ応援をしていただきたいと思います。

もう1つは、養殖魚のえさでございます。これもやはり代替のえさに頼らざるを得ないだろうと思います。人間は直接今使っているんですが、人工タウリン、それを飼料に添加しなきゃいかんということになるわけでございます。その辺の人体への影響等について早急に調べていただきたいものだと思っております。

また、農林水産分野における代替エネルギーの導入について。木材チップとかいろいろございますけれども、そういったものの導入活用についていろいろ支援をしていただけないだろうか、そういう点でございます。以上、2大臣にお伺いしたいと思います。

【増田寛也総務大臣】 ありがとうございます。それでは、滋賀県。

【嘉田由紀子滋賀県知事】 滋賀県知事の嘉田でございます。農林水産大臣に林業公社

問題についてお願いさせていただきたいと思います。

その前に、この週末には「全国豊かな海づくり大会」に農林水産大臣、滋賀県までお越しいただきましてまことにありがとうございました。無事、昨日終わらせていただきました。御礼申し上げたいと思います。

手短に、林業公社問題でございます。これは滋賀県だけではなく、多くの地域で課題となっておりまして、琵琶湖を抱える滋賀県特有の課題もございます。特に昭和39年以降、林業基本法、そして昭和40年代の琵琶湖総合開発に絡みまして、滋賀県では大変大きな拡大造林政策をしましてまいりました。特に条件不利地——奥地であるとか、あるいは多雪地帯であっても水源涵養としての価値が求められたというところから、多くの造林をさせていただきました。そして当時、補助金だけでは不足しているということで国の融資、特に農林漁業金融公庫さんからの融資をいただきまして拡大造林をさせてきていただき、今、2万ヘクタールに及ぶ森が育っているわけでございます。

しかし、その間にまだ1本もこの木は伐採できていないんですけれども、将来の伐採収入で返還をするということで金融的にも計画を立ててきたわけでございますが、現在の森林、木材価格の低落などによりまして、将来的に伐採収入で債務が返還できないという見通しが立ってきております。

そのような中で、特に大阪府さん、兵庫県さん、大阪市さんなど下流の皆さんとご一緒に、ここ二、三年、四十数回にわたる会合を重ね、伐採収入だけで返還できない差額を出してまいりました。今、全体で1,000億円を超える総額の負債がございますが、そのうち最大見積もってもやはり400、500億の負債が残ってしまうという状態でございます。つまり、自主再建ができないということ。ただし、このままほうっておきますと公社が破綻をし、水源涵養林としての維持ができなくなります。

そんなところで、公社の破綻という最悪の危機を回避するため、大変苦渋の決断ではありますが、このたび造林公社としては全国で初めてという事例で、特定調停を申し立てさせていただきました。11月12日に大阪地裁に、2つの造林公社がありまして、もう1つは今週中ということになっております。今までも国のほうからいろいろご支援をいただきまして、例えば金融問題検討会というところで金利の問題、増田総務大臣にも岩手県知事の時代にご協力をいただきました。また、高金利を低金利に借りかえるというようなご指導もいただきまして、県のほうもそれで対応してきたわけでございますけれども……。

【増田寛也総務大臣】 知事さん、すみません。恐縮です。手短にお願いします。

【嘉田由紀子滋賀県知事】 はい。現在、このようなことで、国に対しましては造林の補助制度、また地方財政措置、金融制度にわたる国の一層のご支援をお願いしたいと思えます。少し長くなりましたが、特定調整に至った経緯と今の状況をお話しさせていただきました。

【増田寛也総務大臣】 はい。ありがとうございました。じゃ、千葉県、お願いします。

【堂本暁子千葉県知事】 ありがとうございます。私のほうは環境大臣、農水大臣、財務大臣に、農地・緑地の保全、再生のための税制上の軽減措置についてお願いを申し上げます。

地球温暖化の中で、緑を守るというのは喫緊の課題でございます。CO₂の吸収源として緑地を残さなければならないわけでございますけれども、実際は相続のために、それまで手入れをしていた雑木林、あるいは大変大事にしてきた森や林というようなところが、都市近郊のところでは相続税の対象として売却をされたり、それから物納をせざるを得ないような事態になっております。そのために次々と、もうほんとうに、あっという間に緑が消えていってしまう。地権者もそのようなことを望まない、なんとかしてほしいと。それから、その周辺の住民からもなんとかしてほしいというような陳情をたくさん受けるんですけれども、税制対策としてどうしてもそのようなところに追い込まれてしまうという現状がございます。ずっとこれは陳情も続けてきましたけれども、解決しておりません。

つきましては、都市の緑地、あるいは里山・森林を次の世代に引き継いでいくために、保全緑地として協力しているそういった緑のところ、林については、農地並みの相続税の納税猶予制度の創設に向けてぜひ取り組んでいただきたい、これをお願い申し上げます。

もう1つございます。農地につきましては、耕作放棄をしている土地がどんどん増えております。国においては、現在、農地を貸し出す場合にも税の優遇措置を受けられるようにということで、税制の改正を見直していらっしゃる、検討中ということをお伺いしておりますが、なかなかそういうことで、農業をしたいという人でも農地が借りられないというようなこともございますので、この制度をできるだけ早く実現をしていただきたい。

私からは以上2点、要望させていただきます。よろしくお願いたします。

【増田寛也総務大臣】 ありがとうございます。それでは、お答えのほうは若林農林水産大臣、それから甘利経産大臣、それから財務大臣、お願いします。

【堂本暁子千葉県知事】 環境大臣。

【増田寛也総務大臣】 失礼しました。環境大臣。じゃ、若林大臣からお願いします。

【若林正俊農林水産大臣】 若林でございます。佐賀県の古川知事、獣害、特にイノシシ対策。それから大分県の広瀬知事さんからは農林水産業の経営安定対策、とりわけ石油価格の高騰に伴う関連の諸対策。それから滋賀県の嘉田知事からは林業問題、とりわけ林業公社の経営問題。そして千葉の知事さんからは都市緑地保全という観点からの税制問題ということでございます。

それぞれ非常に大事な問題であり、一筋縄でいかないんですが、結論だけ簡潔に申し上げたいと思います。まず獣害、イノシシ対策でございますが、実は農産物被害額は約200億円と想定されております。ここ数年間横ばいなんですけど、各地から聞く話は、もうこの数年非常に増えているということでもあります。いろいろな統計の推定をいたしますと特に増えているということではありませんけど、全体200億であります。そのうちイノシシが約4割を占めておりますが、イノシシとシカとサルというのがビッグスリーでして、それで獣害被害の9割を占めている、こういう状況になっております。

そこで、実は自民党は昨年来、鳥獣害対策についてプロジェクトをチームを農林部会の中で設けておりまして、かなり精力的に取り組んでいただきました。農林水産省も一緒に、環境省も一緒に検討を続けてきまして報告書ができて、それに基づいて、できればこの臨時国会に議員立法として特別措置法を出したい。今、公明党、さらに民主党のほうにも近々に相談を持ちかけて、この臨時国会でできれば成立を図りたいと考えております。

いろいろな事項があるんですけども、今まで県が中心になってやっておりますが、県の、市町村を越えての移動その他の調整機能は重要な要素でありますけれども、やはり被害の実態がわかっているのは市町村のレベルだと。市町村のレベルで鳥獣害の防止総合計画というようなものを立てた町村については、もちろん知事と協議して決めるんですけども、そこについて特例のいろいろな措置を講じようということを中心にしておりまして、これは立法とは関係なく、仮に立法がすぐさま成立しないとしても予算上の措置として、市町村段階で今のような総合防止計画を立てたところについては、市町村にハード及びソフトに関連して助成を強化していこうという20年度予算要求をいたしているところでございます。

いろいろな特例措置、制度上の道をあけたりしておりますが、細かいことはまた後ほどご連絡させていただきたいと思います。

次に大分県でございます。甘利大臣から石油高騰に伴う諸対策というお話があろうかと思っておりますけれども、これが農業にも相当深刻な影響を与えてきているわけでございます。

ただその中で、それと関連しまして、まず国産米、米を飼料用にというお話がございました。これは、今、全体の米の需給調整という名の生産調整、非常に苦慮いたしております。このことについていろいろご質問はありませんでしたが、多分、全県共通に米価の低落、低下に伴い、今年から始めた品目横断的対策が、いろいろなところで抵抗を受け、批判を受けて、県がお困りのことだろうと思います。

これについては、私を本部長といたします農政改革3対策緊急対策本部なるものを立ち上げておまして、今月中あるいは来月初めぐらいには、今までの基本は維持しつつも、現場の声を聞いてまいっております。また自民党、公明党、与党の意見もしっかり承っておりますので、制度の運用を弾力化して、地域でこの制度にスムーズに加入ができるようにしていただきたいと考えております。

その中でも飼料用の、食用以外の米対策というものを位置づけていきたいと考えておりますが、ただ、米はこれをえさ用にしますと、もし財政で面倒を見るとすれば猛烈な財政負担であります。時間もないというご注意もありましたので数字は申し上げませんが、大体米の場合、普通の転作の作物の場合の7～8倍ぐらいはかかるであります。大変な財政負担を伴うものでありますから、今実施している制度の中で産地づくり交付金というのがありますが、これを活用して地域で対応できるものは対応していただく。あとは新しい多収品種の開発とか省力技術の開発でありますとか、畜産との組み合わせの問題とか、いろいろと工夫を凝らして、水田における飼料用の米の生産についても積極的に取り組んでいくようにしたいと考えております。

また、魚類の養殖用でありました人工タウリンでございます。これは非常に有用であると認識いたしておまして、魚粉を抑えて植物性の原料を活用するというタウリンの飼料添加剤。この指定は関係業者、技術的な問題がありましてデータを整理しておりますが、この準備ができ次第、飼料安全法という法律がありますが、飼料安全法に基づいて手続を進めてまいりたいと思っております。これは相当の有用な対策になると考えております。

それから、農林水産業の経営の中における燃料や資材価格の高騰対策であります。奇手、妙手はなかなかありません。結論は、園芸につきましても水産につきましても、いずれも省力化を図る技術の開発ということで、それぞれが努力をいただくことにいたしております。そのための技術導入などについて助成措置を講じたりいたしておりますが、お話の中にありました木質のバイオマスの利用ということで、加温施設を石油から木質系のペレットに変えていくとか、ハイブリッドの加温設備を導入するとか、そういうような新し

い試みというようなものも多用して、脱石油を一層進めるといふうにしていきたいと考えております。

滋賀県のお話でございます。これは林業一般の問題でございますのと、お話はかなり個別、私的でございますので、個別にまたお話をさせていただきたいと思っております。

林業一般からいうと、これ滋賀県だけではないんです。昭和30年代の後半、拡大造林をいたしまして、みんな38都道府県40公社あるんですけども、みんなその時期に収支計算をして、超長期ですけども拡大造林計画で造林を増やしてきました。その結果、実際全国では39万ヘクタールに及ぶ森林を造成しました。これらの森林は滋賀県だけではなくて、水源林とか奥地開発などにかかわった造林が多いわけですから、収益の上で大変苦勞を続けてきております。それと加えて、外材の輸入による低価格が続いてきましたために非常に収益が悪化しております。これは国の国有林もそうなんです。そういう中で、やっと先がかりがやや見えてきたと言えるいろいろな要素が出ております。細かく申しませんが、やはり集成材の活用というようなことで、今まで活用できなかった間伐材などが、ここ四、五年の間、相当急速に活用が進んでおりますし、中国などの需要が増大して外材が多少値上がりしてきております。

そこで、今までは50年、60年の伐期を、物によって少し伐期を延ばしていこうと、長伐期化を図る。皆伐方式の間伐はやめて長伐期で対応しよう。そうしますと資金繰りが必要になってきます。その資金繰りは主として農林業金融公庫の資金を使って長伐期化をする、その機会に低利の資金に切りかえてもらうということをやってきておまして、全体として低利資金の活用による長伐期化が図られてきているということでございます。滋賀県が、ある時期から……。

【増田寛也総務大臣】 大臣、すみません。ちょっといいですか。お時間の関係。恐縮です。

【若林正俊農林水産大臣】 滋賀県の問題は、おっしゃったように、きのう農林公庫は繰上償還を全部かけましたから、裁判所が入っての訴訟上の紛争になりますので、ここで申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思っております。

千葉県についてはごもっともなんです、農地と林地を同じに扱うようなことは、農地の論理というものが特殊な論理で組み立ててきたものですから、林地はなかなか適用できないということで、もう長い間要求をし、それが通らない。昨今は要求自身も無理だなどということで要求しなくなってきておりますが、ご意見は、応援のお言葉としてしっかり私

のほうは受けとめたいと思います。環境省のほうとまた相談をしてやっていきたいと思
います。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 はい。ありがとうございます。それでは、すみません、環境大
臣と、それから経産大臣、お願い申し上げます。

【鴨下一郎環境大臣】 佐賀県のイノシシの話ですけれども、環境省のほうの対策は、
これは特にイノシシ、シカなどの害が多い、こういうようなことで、狩猟の規制とそれか
ら狩猟鳥獣の見直し、これを行っているところであります。特に休猟区においても、イノ
シシやシカなどの特定の鳥獣の捕獲を可能とする、加えて、農家みずからが行うわなを用
いた鳥獣の捕獲を推進するため、網とわなと両方の免許を網猟の免許とわな猟の免許を新
たに区分する、こういうことを今、改正を行ったところであります。

加えまして、特に鳥獣保護管理の担い手になる狩猟者数が非常に減少しているというよ
うなことでありますので、鳥獣保護管理の担い手の育成確保、こういうことの事業を積極
的にやろうということで今、取り組んでいるところであります。

加えて、サルは、これはイヌがいいらしいので、サルを追うのにイヌを放し飼いにする、
こういうようなことが認められるように、今、動物愛護管理法に基づく基準を改正したと。
こういうことで取り組んでおります。

加えて、千葉県のお話はお話是我々も応援というふうに受けとめておりますけれど
も、特に地球温暖化対策、あるいは生物多様性の問題、こういうことで森林を守っていく
というのは重要でありますので、環境相の立場としても、先生おっしゃったようなことを
推進していくときに連携をしたい、こういうふうと考えておりますので、またよろしくお
願いします。

【増田寛也総務大臣】 では、経産大臣、お願いします。

【甘利明経済産業大臣】 原油価格の高騰の原因と対策のご質問です。原因は3点あり
ます。1つは、実需が世界が少しタイトになってきているということ。しかし供給はまだ
ショートしておりません。2点目は地政学的リスクであります。イラク、イラン、特にイ
ランの緊張状態が高まっています。3点目は、これは背景として投機資金が石油市場に入
り込んでいる。投機資金、ファンドの総額はオイル市場の10倍の規模であります。アメ
リカのサブプライムによって行き場を失ったお金がそこに向かっているということも一つ
の原因です。

対策です。I E A（国際エネルギー機関）の事務局長に私のほうから、I E Aとしての警告を発せよという要請をいたしました。これを受けまして、I E Aが事務局長ステートメントで懸念表明をいたしました。そしてこれを受けてサウジのナイミ石油相から、近く行われるO P E C総会では増産の問題が議題になろうという発言がありました。これを受けて少し下がりました。カタールの副首相にも、途上国がついてこられないような油価であると、やがて産油国の経済も打撃を受けるぞという警告を發しました。彼は、O P E Cのサミットであなたの懸念を伝えようということを書いてくれました。

今後であります。I E Aの理事会ベースで警告を發せよということ、今、段取っているところでもあります。

それから、国内対策としては省エネの技術開発を徹底的に進めるということと、転化環境を整備することです。中小企業、下請取引の適性化等の中で、転化環境の整備を少しでもしていきたいと思ひます。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 ありがとうございます。

それでは、午前中最後は地域振興について、広島県、それから災害について新潟県ですか。この2県だけでおしまいしたいと思います。

【藤田雄山広島県知事】 広島県でございます。新たな総合的過疎対策について、お願いでございます。この場でお願いするといひましようか、質問にはなりませんのでお願いだけ手短かにさせていただきたいと存じます。

ご高承のごとく、過疎地域自立促進特別措置法、平成21年度で失効いたします。過去4次の対策が行われておりますけれども、いずれも議員立法で立法措置がなされておひまして、過去そうした措置によって中山間地域、あるいは過疎地域においてもある程度のインフラの整備はできているというふうにおひしております。ただそうしたところにおきましても、崩壊危険集落でありますとか、そういったものが非常に増えてきておひまして、今後はハードだけではなくて、ソフトに関する対策も必要になるのではないかとおひしております。

総務省初め政府におかれましても、過疎問題懇談会等によって新たな過疎対策についての検討を進めていただいておりますけれども、そうした過疎地域を取り巻く厳しい環境を十分認識をしていただきまして、議員立法の議論の中でご支援の検討を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。以上でございます。

【増田寛也総務大臣】 はい。十分承りましたので、今後の検討に生かしていきたいと思えます。

それじゃ、最後、新潟県、お願いします。

【泉田裕彦新潟県知事】 ありがとうございます。まず最初に、ことしの7月に発生いたしました中越沖地震におきまして、政府の迅速かつ的確な対応をいただいたことを心より感謝申し上げます。また、すべての自治体の皆様にもほんとうにお世話になりまして、ありがとうございました。また、先般、国会で被災者生活再建支援法の改正をしていただき、被災者のみならず、県民全体が大変喜んでおります。あすは我が身、いつ起きるかわからないということで、大変感謝しております。ありがとうございました。

そこで、甘利大臣にお願い申し上げたいんですが、昨日も住民の皆様から陳情を受けておりますけれども、原子力発電所が今回の地震で被災をしたということから、信頼感をいかに確保していくのか、住民の命よりも電力供給を優先するのではないかとということが地元で大いに心配されております。その結果、何が起きているかといいますと、東京電力、そしてまた国がやる調査は信じられないから、県が調査をやれというような要望を受けておりまして、大変寂しい限りでございます。国が信頼されるということが大変重要でございます。さまざまな制度面の問題等、これは個別にお願いをしておりますので詳細は申し上げますけれども、国は住民の安全ということを第一に考えているよということを、メッセージがある施策で対応していただけないかなど。運用ではなくて、法改正等なり目に見える形でメッセージを発していただければ大変ありがたいなど、お願い申し上げます。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 では、甘利大臣、最後に、すみません、お願いします。

【甘利明経済産業大臣】 中越沖地震で被災をされた皆様に、改めてお悔やみ、そしてお見舞いを申し上げます。復旧・復興については全力で取り組んでいるところであります。

それから信頼の回復であります。原発の基本安全機能、「止める」「冷やす」「閉じこめる」、これはIAEAの中間報告でもしっかりと確保されているという報告をいただきました。我がほうの調査結果でも、この3機能につきましては、今回の規模の3倍の地震が襲ったとしても、その機能は守られるという実証結果が出ております。

ただし、課題が幾つかありました。火災の問題や連絡のおくれの問題、それからもちろん、そもそも設計が上限としているのを超える地震であったということ。これらは、今、

第三者委員会を設置いたしまして徹底的な検証・調査をいたしております。電力会社が行う対応策について、もちろん国として、その対応策が適切に行われているかという検証を行います。併せて、場合によっては国は直接海上調査等も行うということで、安全だけではなくて、心的な安心もしっかり立ち入るように取り組んでいきます。

【増田寛也総務大臣】 どうもありがとうございました。時間が窮屈で恐縮でございましたんですが、これで閣僚と知事との懇談を終わりにしたいと思います。各知事さん方、そして大臣の皆さん方、ご苦労さまでございました。

引き続き、この後午後1時から総理との懇談がございます。そちらのほうは予定どおりとしておりますので、この場でこの後すぐ食事を出していただいて皆さん方に召し上がっていただきます。若干休憩をします。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】 事務局からご連絡させていただきます。昼食はただいまから準備させていただきますが、総理との懇談は午後1時から行いますので、それまでに昼食、お手洗い等を済ませていただきますようお願いいたします。以上でございます。

(昼 食)

【増田寛也総務大臣】 午前は皆様方、大変ご苦労さまでございました。

それでは午後の部、総理大臣との懇談を始めさせていただきます。引き続き私が座長を務めますのでよろしくお願いをいたします。

まず初めに福田内閣総理大臣からごあいさつをいたします。

【福田康夫内閣総理大臣】 皆さん、きょうはちょっと声が出ないので申しわけないんですけど、お許しをいただきたいと思います。ほんとは美声なんですけど、それをご披露できなくて申しわけありません。

ようこそおいでいただきました。地域社会の発展と住民福祉の向上のために皆様方が日頃からご尽力いただいていることに敬意をまず表させていただきます。

また本日は、午前中の各大臣との懇談において地域の実情を十分にお伺いしたと思います。これまで我が国は経済社会全般にわたる構造改革に取り組んでまいりました。景気は回復し、雇用は拡大するなど、一定の効果は上がっております。しかしながら、我が国はなお本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大などという難題に直面しているということに加えて、構造改革を進める中で格差と言われる問題も生じてきております。私はこうした実態を直視し、国民の皆様が不安を感じていらっしゃる課題に国も地方も一つ一つきちんと処方せんを講じていくことが大切であると考えておりま

す。

というような状況の中で国・地方にかかわる重要な政策課題につきまして、私は関係大臣による国と地方の定期的な意見交換会を開催するよう指示いたしました。地方6団体の代表の方々の出席を得、その第1回を今月7日に実施いたしました。また各大臣には積極的に全国各地に赴き、地域の皆様の声をよくお聞きするよう指示いたしております。これらの取り組みを通じて、地方の皆様の声を国の政策形成に反映させ、地域の力を引き出すことができるよう取り組んでまいりたいと思います。

先般、地域再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行するため、これまでの地域活性化関係の4本部を地域活性化統合本部に一本化し、地方再生のための総合戦略を立てやすくしました。行政に対する国民の信頼を得るためにも、国も地方も予算のむだを排除する努力を続けていくことが重要であります。

また、昨今の問題として税源の偏在が顕著となっており、その是正に取り組みますが、皆様におかれましてもこういった税や財政の問題について、そのあるべき姿を本音でよく議論していただきたいと思います。

地方分権改革につきましては、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直しをしていく必要がありますが、そのためにも地方みずからが人材を育成し、経済的にも自立する体制をつくっていく努力を期待するところでございます。

私は将来のあるべき日本の姿を見据え、どのようにその姿に近づけていくことができるか、常に念頭に置きながら、国民の目線に立って改革を続行してまいります。自立と共生を基本にしながら、老いも若きも大企業も中小企業も、そして都市と地方も自助努力を基本としながらも、お互いを尊重し合い、支え、助け合うことが必要であるという考えのもとにぬくもりのある政治を行ってまいりたいと存じております。皆様方の一層のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。(拍手)

【増田寛也総務大臣】 ありがとうございます。次に、全国知事会会長の麻生福岡県知事にごあいさつをお願いいたします。

【麻生渡福岡県知事】 全国知事会会長の麻生でございます。今日は福田総理大臣、国会開催中でございます。また、外遊をされるというその直前でございます。そのような大変お忙しい中でこのように全国知事会を主催していただきました。誠にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

総理は国会の所信表明演説におきまして、国と地方、あるいは地方と都市、ともに支え

合う共生の社会をつくっていかうではないかというふうに呼びかけられました。そしてそのような考え方のもとで地方が自ら考え、いろいろなことが実行できるような国の体制をつくっていくのである。そしてまた、地方自治体に対し一層の権限移譲を行う、財政面からも地方が自立できるように地方の税財政改革に取り組むものであるという決意を表明されました。我々は総理のこのような地方に対する考え方、分権の考え方、これを聞きまして非常に意を強くし、またぜひこの方針で政策が全体として進められることを特に期待し、お願い申し上げる次第でございます。

また、このような考え方のもと、国会開催中で非常に忙しかったわけでございますけれども、11月7日には総理のご指示によりまして、国と地方の定期的な意見の交換の場が開催されました。我々、地方六団体と非常に活発な意見の交換が行われたわけでございます。そして、先ほどは各大臣に我々の考え方をいろいろご説明申し上げました。さらに、後ほどは私どもの地方なり各地域が抱えております非常に多くの問題につきまして、総理に直接お話し申し上げ、また提案を申し上げたいと考えている次第でございます。

私どもはそれぞれ大きな責任を背負いながらそれぞれの地域の行政、あるいはいろんな政策を担当いたしております。それぞれの地域の皆さんの福祉を担っているわけでございます。そして、そのために懸命に努力をいたしておりますし、また今後とも努力をし、そして国全体として活力のある、住みよい、皆さんがほんとうに幸福だと考えられる国づくりをやっている覚悟でございます。

今日は率直にご意見を申し上げますが、どうぞ、総理大臣、よろしくお願い申し上げます。

【増田寛也総務大臣】 ありがとうございます。

それでは、地方行政に関係の深い特定のテーマについて意見交換を行うということで進めてまいります。この意見交換を円滑に進めるために、大きくりのテーマとして、お手元に配布しております資料のとおり、1つ目は地方分権の推進等、2つ目はその他重要事項、こういう形にいたしたいと思っております。会議の進行につきましては、初めに1つ目のテーマでございます地方分権の推進等につきまして、地方分権全般についてまずご意見をいただく。それから次に地方税財政についてご意見をいただき、それから道州制、地域活性化、その他のことについて各知事からご発言をひとまとめにさせていただきまして、その後、福田内閣総理大臣からまとめてお答えをする、こういう形で進めたいと思っております。

2番目のテーマでございますその他重要課題につきましても、まず、道路整備など公共

投資のあり方について各知事から初めにご発言いただきます。それから次に防災、医療、それから住民の生命・健康の維持、その他という、このくくりでまたご発言をいただきまして、それが終わった後、再び内閣総理大臣からまとめてお答えをいただく、こういう手順で進めたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、発言につきましては、午前中の懇談と同様に私のほうから、恐縮ですが指名をさせていただきます。そして、できるだけ多くの知事にご発言をいただきたいと存じますので、簡潔にまとめて発言していただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。会議の円滑な進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。

それでは最初のテーマでございますが、地方分権の推進等でございます。この地方分権全般について早速ご発言いただきたいと思いますが、初めに麻生会長のほうから発言をお願いします。

【麻生渡福岡県知事】 地方分権改革をぜひ進めたい、また総理におかれましても進めいただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

今、私どもの社会は、少子高齢化といわれるように中身は随分変わってまいりました。このような社会の構造変化に対応いたしまして、行政の中身も非常にきめ細かく、地域それぞれの実情に合ったことをやらなければ、満足度の高い行政になりません。そのようなことを考えますと、やはり地域実態に合った行政を思い切ってやっていく、そこにそれぞれの地域のいろんな自主性、創意工夫が生かされるという社会にしなければうまくいかないわけでございます。そのことを考えますと、どうしても地方分権、地方のことを自主性を持って地方に思い切ってやらせる、この体制をつくっていくことが不可欠であると考えております。

そして、かねてから地方分権改革を進めてもらいたいということがございまして、いろんな運動をやってまいりました。昨年12月には地方分権改革推進法ができました。3年以内には分権改革の一括法をつくりまして、それによりましてさらに分権改革を大きく進めようということでございます。

そして具体的には、丹羽委員長の下で分権改革推進委員会が活動を今進めております。非常に活発に、熱心に、調査・審議を進めているわけでございます。我々はこの第二期分権改革、これでぜひ大きな成果を上げまして国の形をさらに変えていって、分権という実を上げていきたいと考える次第でございます。

つきましては、この分権改革推進委員会の活動とその報告は非常に重要な意味を持つわ

けでございまして、ぜひ総理におかれましても、この委員会の活動に対しまして強力な支援をお願い申し上げたいと思います。もちろん、我々もいろんな形でこの委員会の活動に協力し、またいろいろな意見も出しているわけでございますが、この改革が立派なものになりますように、どうぞご指導をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

そして2番目の点でございますが、この地域の活性化と分権改革ということは、実は一体のものでございます。今、内閣をあげまして、また私どもも、それぞれの地域の活性化をいろんな形で図っていくという目標のもとに努力をいたしております。この努力をするに当たりましては、どうしても今後出される政策もそうでございますけれども、地域の創意工夫、これが十分に生かせるような枠組の政策でないと実態に合わないということがございます。中央で、東京だけで全国を見ましても、なかなかうまくいかないということがございます。

したがって、今後、地域の活性化のために出されます政策については、地方のそれぞれの意見、それぞれの考え方、実態、これが自由に取り入れられる、極めて自由度の高い政策の枠組みで推進をしていただきますようお願い申し上げます。

第3番目は、少し先のほうにいつてしまうわけでございますが、私のほうからは地方の財源の充実ということにつきましてお願いを申し上げたいと思います。実は、現在、我々、地方は財政的に非常に窮乏いたしております。その窮乏の実態をあらわします一つの事象でございますけれども、現在、地方公共団体は1,874あるわけでございますけれども、そのうちの1,145の団体がそれぞれ職員の給与の削減を行っております。一番大きいところは北海道でございまして、10%やっております。この10%を初め、2%とか、その間にいろいろ数字が分布いたしております。これはいわば、国でありますと国家公務員につきまして人事院勧告があるわけでございますが、人事院勧告はあるんだけども支払い能力がないから、とにかく10%カットしますというようなことで、実は地方ではもう行わざるを得なくなっているという実態になっているわけです。我々も勧告制度がございまして、本来はそれに従ってちゃんと給与を払わないかんわけですけれども、それはもう支払いがやっていけないということでございます。これはとりもなおさず、地方側の財政窮乏でそうせざるを得ないというところに追い込まれたからでございます。

なぜこうなってきたかということには幾つかの理由はあるんですけれども、非常に大きな理由は交付税でございます。交付税が平成15年度から18年の間にずっと削減をされました。5兆1,000億の水準低下になったわけでございます。これが減らされた一方

で、社会保障関係の経費とか、かつて景気対策のために特に公共事業を行いました。その際には、お金がなかったものですから、地方債とかいうことでとりあえず借金をしながら事業をいたしました。その償還時には交付税でちゃんと面倒を見るからということになっておりましたが、その償還期も来ているというようなことでございます。

そのように支出のほうは増えているんですけども、交付税のほうはずっと減ってきたということがございまして、その結果、地方で自由になるいわゆる一般財源というものが極端に減ってきたという状況でございます。これが地方側の大きな危機感であり、将来に対する閉塞感というものをもたらしめているわけでございます。

このようなことでございますものですから、まず交付税の本来の機能でございますけれども、財源の調整機能、あるいは最小限の政策を実行する財源保障機能、これが回復いたしますように、ぜひこの際、交付税の復元を図っていただきたいということでございます。

今、このようなことを考える場合に一つの大きな方法といたしまして、いわゆる法人二税の調整をするということがございます。いわば二税の税収の偏在を是正するということが通じまして、地方財政のバランスをとっていただくということでございます。

これを行います場合にぜひお願いしたいのは、法人二税だけを取り上げてやりますと、これは非常に無理がございます。地方税の場合に応益原則というのが大原則でございまして、それぞれの地方でどれだけの企業が実際の活動をしているか、それに比例して税収が入るという仕組みでございますけれども、これが壊れてしまう。いわんや、いったん国のほうで徴収して再配分することになりますと、まさに地方の税収を国にもう一遍返してしまうというような、非常に大きな問題を抱えてしまうわけでございます。我々地方が一生懸命企業誘致なんかしますのも、雇用の問題もありますけれども、税収が増えるということで頑張るわけでございます。そのようなことを考えますと、このような偏在調整をします場合には、ぜひ二税ということの枠内でやるのではなくて、もう少し広い、地方消費税なんかを視野に入れた調整をぜひしていただきたい、ここの観点を取り入れていただきたいと考える次第でございます。

実は、私ども地方のほうでも、当然でございますけれども、行政改革、歳出削減と随分やっけてまいりました。定員もずっと減らしてまいったわけでございます。今後とも、当然でありますけれども、そのような改革努力は継続し、やっけていく覚悟でございます。その際の基本的な考え方としましては地方の繁栄、これを図ってまいりますが、これがなくては国全体の繁栄もないということでございます。総理がおっしゃいましたように、国と私

どもの間でいろんな意見交換をし、政策的な調整をしながら全体として繁栄する、そのために私どもも最大の努力をしていく覚悟でございますから、よろしくお願い申し上げます。

【増田寛也総務大臣】 それではほかに、地方分権全般について。それじゃ、京都の知事。

【山田啓二京都府知事】 私、知事会で地方分権の担当をさせていただいておりますので、その立場から、今の会長の発言を補足させていただきたいと思います。特に法人2税の問題を中心に補足をさせていただきたいと思っております。

この問題につきましては、今会長からお話がありましたように、地方の足並みがそろってない印象を総理も持たれているのではないかなと思っておりますけれども、私どもの思いというものについて、ぜひとも総理に理解をしていただきたいと思います。

その第1は、先ほど会長が申しあげましたように、この間の地方交付税の減額というのは異常な数値になっております。一般財源ベースで見て、特に義務的な経費を除いた地方交付税、政策的な経費、私どもがセーフティネットや、または地域の活性化のために使っていける額というのは、この間、約4兆円から2兆円に半減しております。そうした点を改善せずに地方間でのやり取りをする水平調整を行うことは、これはすりかえた議論ではないかということが、まず私どもの一致した思いであります。

それから具体的に地方税についてでございますけれども、安定した地方税体系を目指すためにも、5対5への税源移譲というものを目指して地方消費税を充実させるべきだ、これも私どもの一致した意見であります。そしてその場合には、国税と地方税体系の見直しや交付税原資の見直し、さらには地方法人税の分割基準の見直しや地方消費税の精算基準の見直しも一緒に検討していただきたい、これも一致した意見であります。

次に法人2税の問題についてであります。都道府県の自立的な財源を水平調整することは地方の意欲を失わせ、また国の問題を地方間の問題にすりかえるということで認められないとする大都市圏と、それから、安定した行財政運営を行うためには税の格差是正が必要だという地方圏に意見は分かれています。ただその中で、法人2税を国が一たん徴収して譲与税的に配分するような見直し案は、まさに格差是正に名を借りた中央集権の復活であり、地方分権に逆行するものだから絶対に認められない、これも私どもの一致した意見であります。

そしてその上で、もしも税収中立の元で行う——あまり勝手な話はしたくないんですけども、そうした場合には、これは法人2税と地方消費税の一部交換で行うべきというの

が、もともと反対の大都市圏を除きました残りの大方の意見であります。ただ、これに法人税の分割基準の見直しとか、それから地方消費税の分割基準の見直しも入れると、大都市圏以外のところでは大体一致した意見になるのではないかなと思っております。

しかしながら、大都市圏が反対いたしますのも、これは名前を挙げて恐縮でございますけれども、特に愛知県のように、こうした是正が行われた場合には根本的な財政運営、これ自身が危機に瀕するという観点からでありまして、こうした原因をつくりましたのもやはりこの間の地方財政抑制政策、特に地方交付税の減ということだということは、すべての府県が一致しているところでありまして、最後に申し上げますけれども、そうした観点からも、これから地方財政計画、交付税の額が決まります。こうした計画についてぜひとも国と地方が対等の立場で作成過程について協議できるようにしていただきたいというのが、私どもの全体的な意見であります。以上であります。

【増田寛也総務大臣】 それでは、話がもう地方税財政のほうに入ってきておりますので、2つ目の地方税財政のほうも含めて知事さん方からご意見をいただきたいと思っておりますので、挙手の上お願いいたします。それでは長野県、それから愛知県。

【村井仁長野県知事】 ありがとうございます。総理には、ご就任以来、非常に的確な国政の指導力を発揮しておられることに深く敬意を表したいと存じます。

私は地方行政というものに携わりまして、特に三位一体の改革というのによりまして、いわゆるとつけたほうがいいのかもかもしれませんが、ほんとうに地方交付税の減というのが響いておりまして、5兆1,000億ということでもありますけれども、非常に厳しい財政状況であります。

長野県の場合をちょっと例に取りますと、平成15年度と比べまして、県税が300億円増加しておりますけれども、一方で地方交付税が700億円削減された。その結果、一般財源400億の減、こういうことであります。一方で、介護保険ですとか老人医療、障害者支援など義務的な経費が非常に増加をしております、財政の悪化に拍車をかけている。このために、例えば高等学校の改築ですとか修理、あるいは施設の耐震化など、こういってどうしてもやらなきゃならないことを先送りする。先送りしますと、持っている資産がどんどん減価していくというような、非常に厳しい状況になっております。例えば高等学校の改修費なんていうのは、平成の初めには約84億円程度使っていたんですが、昨年の場合、2,200万円しかどうやっても出せなかった、こんなような始末であります。それは一つの例であります。

いずれにしても、先ほど知事会長からもお話ございましたように、地方交付税につきましては地方の行政事情をしっかりと把握して増額、復元を図っていただきたいというのはもとよりであります。この場合は総理へのお願いでございますので。

私の体験でも、実は消費税の問題というのは長いこと、私ども政治にかかわる人間にとりまして一種のタブーだったわけでありまして、私はこの間、非常におもしろい体験をしました。20代の若い人たち何人かと集まって話をしておりますときに、私が消費税の問題に大変用心深い物言いをずっとしておりましたら、彼らは言うんですね。「村井さん、何でそんなに消費税のことについて用心深い話になるんだ。私たちは物心ついたときから消費税はありました。あれは当たり前の世界です」と言われて、私は目からうろこが落ちたような思いがいたしました。

結局、財源を考えてまいります上で、稼いだら税金がかかるという世界よりも、消費に税金がかかるというスタイルのほうがずっとなじみやすい、これは世界的なトレンドだということははっきりわかっているわけでありまして、それが日本でも20年近くを経てようやく定着してきたということではなかろうか。ぜひ総理の強力なリーダーシップをもちまして、消費税の問題に正面からお取り組みをいただきたい。

そのときに、消費税といいますと、ともすればどうも福祉財源ですとか、あるいは基礎年金の財源ですとか、そんなような議論が先行して、言ってみれば、そういうやり方をすればのみやすいだろうというような観点からの議論があるわけでありまして、この際、地域における偏在性が比較的少ないという点に、これはもう既に増田大臣も十分ご認識のことですけれども、ご着眼いただきまして、地方の財源としての位置づけ、これをしっかりやっていただければありがたい、そういう趣旨でも一つ大きな割り切りをお願いできればありがたいと申し上げます。ありがとうございます。

【増田寛也総務大臣】 それでは、愛知県、お願いをいたします。

【神田真秋愛知県知事】 発言の機会をありがとうございます。先ほど会長からも山田委員長からもお話ありまして、交付税が大きく削減されまして、今、ほとんど交付税による調整機能は麻痺しております。これは自治体運営も麻痺していることに相通ずるものでございまして、とても深刻な状況であると認識をしております。

今、法人関係税に格差是正の議論がいろいろな形で向いておりますけれども、私は全く方向が違っているというふうに思います。格差是正の問題と今回のさまざまな交付税の議論とを一緒にすることの危険を大変心配いたしております。とりわけ法人税につきまして

は、総理もご承知のとおり、明治11年、130年前に府県制がスタートいたしました。当時は営業税とっておりましたけれども、地方自治体に一貫して今日まで130年の歴史のある基幹税です。これによってさまざまな地域づくり、あるいは企業誘致、いろんなことを我々の先輩方も努力して今日に至っております。今、対日投資の倍増計画その他、国も大変力を入れていらっしゃるわけでありまして。こうしたことで、実は今、地方が海外へ積極的に打って出て地域の充実を図っているわけがございますけれども、こうした意味でもこの法人関係税、地方の基幹税として大切にしていかなければいけないと私ども考えているところでございます。

特に心配いたしますのは、今回の議論の中で、格差が広がっていると。これはこれで一面的には事実であります。ただ、失われた10年を含めまして、平成元年から約10年、15年を眺めてみますと、地方税のバランスは、むしろ格差は縮減傾向にあります。これは紛れもない事実でありまして、これは外形標準だとか分割基準の見直しだとか、あるいは地方消費税などを取り入れてきたことの結果によるものであります。

したがって、今なすべきことは、交付税をどう復元をする、充実をするかというところにすべて尽きるものと考えておりますので、総理にはぜひともそうした方向での改革というものをいま一度打ち出していただいて、地方の財源の充実を図っていただきたい、これが最大の私どもの願いであります。

先般の参議院選挙で、地方の疲弊で地方から反旗が揚がった、こういうようなことも言われているわけでありまして、今のままの方向でいくと都市からも異論が出、反旗が出ます。そして地方全体がもう弱体化するだけであります。国力というのは地方が力があって、元気があって、初めて国力を増す、その点をどうかお考えをいただきたいと思っております。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 それではほかに。それでは、午前中発言していませんので、香川県、お願いします。それから鹿児島県。

【真鍋武紀香川県知事】 ありがとうございます。先ほど来、交付税の話がありましたが、私のほうも交付税をぜひ復元してもらいたいということで発言をさせていただきます。

会長の話にもございましたように、大幅に地方交付税がカットされたということで、香川県を始め財政力の弱い地方に特に大きく影響が出てきております。我々も手をこまねいているわけではなくて、私も就任以来、人員削減をやりまして、実数で大体13%ぐらい

削減を行いました。それから給与カットのほうも、3%から15%ぐらいをずっと続けております。それでも平成16年にも交付税が減り、その後も毎年減ってくるということで、香川県でも税収は最近増えてきているんですが、それを上回って交付税がカットされるということで、予算が組めないという状況の中で、今、実は今後3年間さらなる行財政改革ということで人員を10%カットするという方針を出し、また給与も引き続きカットするというのをやっているんですが、組合からはストをやられていまして、大変な状況でございます。

そのような状況の中で、何としても我々はちゃんと自分らのやるべきことはやっていくんですけれども、どうしてもこれだけ交付税をカットされた中では、公共事業は既に6割以上カットいたしておりますし、ほかの事業もかなり見直しをしておりますので、これ以上やりますと教育とか福祉とか、そういう県民生活に多大な影響が出てくるという、もう耐えられない状況になってきているわけでございます。

四国地方も反乱があったわけでございますけれども、今後のことを考えますと、ぜひ交付税は復元をしていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

【増田寛也総務大臣】 それでは次、鹿児島県、お願いします。

【伊藤祐一郎鹿児島県知事】 それでは、鹿児島県からの発言をさせていただきます。税財政基盤が一番貧しいところだと思いますが、そういう県からのお願いになると思います。

鹿児島県の地方財政の状況、財政状況は大変厳しい、もうぎりぎりの状況でございます。来年度、私の給与を25%、部長の給与が10%、それから職員の方には6%の給与カットをお願いするということにいたしました。現在の制度の中で、本来的には給与カットはすべきではないと思いますが、もうぎりぎりの選択としてそういう手段しか残されていないという状況でございます。

鹿児島県は、ご案内のように、経済構造から非常に税源に恵まれていないところであります。したがって、地方の税収が伸びない一方で、最近、法人2税が特定の府県で急激に伸びております。税源の偏在が顕著になってきているのは、先ほど総理のごあいさつの中でご指摘されたとおりであります。これにはいろんな理由がありますが、最近の経済活動、特にグローバルイゼーションの進展に地方の税の構造がうまく対応しなくなった結果ではないかと考えております。

したがって、私ども特に経済活動の活発でないところにつきましては、法人2税に

つきまして、例えば有効求人倍率が0.6未満の地域を中心にいたしまして、この法人2税等について再配分していただくのも、一つの有力な政策の選択肢ではないかと考えております。

その方法につきましては、先ほど山口委員長からございましたように法人2税の分割基準の見直しでありますとか、地方消費税との税源の交換でありますとか、さらに今度は地方交付税の原資の入れかえ等いろんな方法があるかと思いますが、緊急の課題のアンバランスの解消に向けて具体的な手段をお取りいただければありがたいと思います。

このように、経済活動が不活発な団体向けに、例えば地域再生枠みたいな形で財源を交付いただくことといたしまして、その分、地方財政計画上、平成19年度超過財政需要という形で約9,000億の新たな超過財政需要が発生いたしておりますが、それを減額することによりまして、地方財政計画の増額をもたらさない、ひいては骨太の方針2006、2007の範囲内で財政再建と両立する形で、当面の緊急の問題の解決につながるのではないかと考えているところであります。よろしく願いをいたします。

【増田寛也総務大臣】 それでは、東京都、お願いします。それから富山県。

【石原慎太郎東京都知事】 地方の救済というのは非常に大事な問題ですが、これはやはり複合的な問題だと思います。

その1つの要因として税制の改正ということも必要でしょうけれども、そこで税収の格差というのが起点に論じられておりますが、それを論じるとき皆さんに忘れていただきたいのは、自治体によって行政需要の格差というのが歴然としてあるわけですね。これは地域によって違うでしょうけれども、例えば東京の場合、くどくど申しませんが、昼間人口が370万増える。こんな自治体というのは世界じゅうないですよ。370万というのは、横浜市の人口よりも多い。こういった人たちが昼間デイトタイムに東京に集まって仕事をしてらっしゃる、そのための行政需要というものに応じなくちゃいけない。それは光熱もそうですし、下水道もそうですし、治安もそうですし、アクセスの整備もそうですし。

例えば、東京が管理している橋が1,200ありますけれども、このうちの600強は10年後に耐用年数が過ぎる。そういったもののリニューアル、修理、保全というのは必然的に必要なわけですが、そういったものはなかなか目に見えにくい。ということで、大都市圏というものが抱えている行政需要の他の地方に対する格差というものを考えて物を論じないと、大都市にとって命取りのことになると思うし、ひいては国のエネルギー

一を損なって取り返しのつかないことになると思いますね。

先ほど長野県の村井知事が申されましたけど、実は先般の関東知事会、10都県ですが、これは消費税というものをもっと積極的に考えるべきだというのが圧倒的に出ましてね、これ合意を得たわけです。これはどのようにどの程度の強さで表明されたかわかりませんが。そういったものを一つ念頭に置いてこの問題を論じていただきたいということだけを一つ強く申し上げます。

とにかく消費税というのは一種のタブー化して、選挙の近い人間というのはだれも恐れて、逃げ回って触れようとしない。これは非常にこっけいなことで、ある意味で私は政治家として無責任だと思いますよ。政府は政府なんですから、勇気を持ってこの問題について啓蒙というのを、少し時間がかかるかもしれませんが、日本全体の財政というものの健全な維持のためにも、この問題を一つ、総理、積極的にリーダーシップをとってお考えいただきたいということを、この機会に強く申し上げます。ありがとうございました。

【増田寛也総務大臣】 それでは、富山県、お願いします。

【石井隆一富山県知事】 どうもありがとうございます。今まで何人かの知事もお話しになりましたが、福田総理にぜひお聞きいただきたいのは、今度の三位一体改革の影響で、例えば私ども富山県では6,200億円の歳入が1,100億円減って5,100億円になります。比率でいうと18%減です。私は3年前に知事になったんですけど、最初に何をやったかという、このままではやっていけないので職員の給与の引き下げをまずやりました。それから3年たって今期限が来ましたので、実はきのう、もう3年間給与の引き下げをさせてくれないかと職員に話をしてきたところです。公共事業が、総理、ピークに比べますと、私どもは、国が四十数%減っているのに対し56%ぐらい減っている。それから、さっき学校の耐震化の問題もありましたが、こういう話もぜひやりたいんだけど、ほんとうに金がないというのが実態です。

そこで、さっき何人かの方が言われましたように、まず地方交付税が5兆円減りました。これは国の財政が厳しいのも、私、よくわかりますが、しかし、正直、税源移譲が3兆円で、補助金削減が4兆円で、交付税5兆円削るというのは、これはあまりにもひどいのではないかと。財源が難しいのはよくわかりますが、今回、参議院選挙でああいう結果になったのも、ほんとうの地方の悲痛な声の反映という面があるので、何らかの形で地方に交付税、ある程度増やしたよと、こういうメッセージをやっぱり出していただきたい。

そういう意味で、私は、増田大臣が地域再生・活性枠とかいろいろ工夫されているのは

評価したいと思います。もう少しアピールしていただけないかと、これが1点。

もう1点は、それにしても、確かに国家財政も大変なので、それじゃ、そんな打ち出の小槌のように増やせるかという議論もあるかと思います。そこで税源偏在是正のことがどうしても話題になるのはやむを得ないというか、自然の流れかと思うのですが、その際には、総理、やっぱり法人2税、これを国税で取り上げて再配分するというやり方ではなくて、さっき長野の知事がおっしゃったように、消費税というのは地域的な偏在度の少ない税ですから、今の交付税の対象税目になっている消費税を地方消費税に例えば1%にして、見返りの法人2税を交付税の対象税目にすると。

こういうふうにしますと、もちろん、例えば東京都さんとか愛知県さんなんかは、当面の計算をしますとマイナスが大きいんですけれども、しかし数年前、非常に経済が低迷していたときには、大府県中心に、法人2税というのは非常に税の安定性を損なうから、もっと安定的になるように外形課税にしてほしいと、非常にほうはいと声が挙がっていたわけですね。総理もご記憶のように、そのときにはいろいろ工夫して、経済界の反対も一部ありましたから、結局、今は大企業向けに4分の1だけ外形課税にしております。しかし、当時からもし地方の、特に大府県の声を聞いて外形課税にしていたとすると、現在は実は税収は大都市に偏在していかなかったわけで、いろいろ考えると、長い目で見ると、やっぱりこの消費税というのは地方の税にふさわしい税です。もちろん、年金とかいろんなことにお使いになるのもあるかと思いますが、この機会に、法人2税を国税で取り上げてというやり方ではなくて、やっぱり消費税と法人2税の入れかえですね。いろんな立場の自治体があって、愛知の知事さんなどがおっしゃるのも、後ろに県民、府民がいらっしゃるから皆さんがそういう意見になるので、各地域の住民が納得できるようなそれなりに穏当な案で、ぜひこの税源偏在問題を解決していただきたい、こういうふうに思っております。よろしくお願いします。

【増田寛也総務大臣】 この問題はもう、時間やっているときりがないので、それじゃ、茨城県知事、それから三重県知事、それから秋田、この3人でおしまいにさせてください。どうぞ。

【橋本昌茨城県知事】 貴重な機会をありがとうございます。まず、巷間言われている財務省案と総務省案について、一言申し上げたいと思います。

財務省案で増えるところというのは、北海道はもちろんですけれども、福岡、埼玉、兵庫。減ってくるのが滋賀、三重、岡山だと。あるいはまた総務省案でも、北海道、千葉、

埼玉、福岡は増える。栃木、三重、滋賀などは減ってくる。東京と大阪はもちろん大変減るわけですが、こういことを考えますと、企業立地の少ないようなところに税源を与えようという目的からして、その目的に合う改革になるのかどうかということについて、大変私は疑問に思っております。目的と方法がぴったり一致しなければいけないわけでありまして、今の2つの案ではうまくいかない。片一方で税については法人2税の格差は今6倍でありますけれども、昭和50年以降の32年間で見ても、6倍を下回っていたというのはたった10年間でありまして、一番ひどいときには8.3倍あった。

そういったことからしても、景気次第でこういった税の格差というものは変わってくるものでございますし、私は今の財務省案、総務省案という形で打ち出されているものについて反対でございます。税制をこのぐらいのことでいじるべきではないと思っております。

それよりも、私どもの県でも今、給与カットを3.5%ないし5%やっているわけですが、やっぱりやるべきことは、きちんと理屈が通るものをまずやっていくべきであると思っております。特に3兆円の税源移譲の際に、32%の分について、これが適切な措置がとられていない。この分について、9,600億を戻せば大変な交付税の増になってくるわけでありまして、これをまず最優先にやるべきだろうと思っております。

それから法人事業税については、特に製造業にかかる部分について、私は分割基準をいじるべきだろうと思っております。これは昭和46年を100としますと、製造業の出荷額というのは約4倍になっているんですけれども、従業員は75%になっております。25%減っているわけでありまして。しかも、地方の工場のオートメーション化によりまして地方での従業員が極端に減っている。一方で営業などが力を入れられていますので、都市部の従業員が増えている。これに基づいていまだに分割しているわけでありまして、こういったことについては、工場立地に伴って、地方では道路等の負担その他、大変に負担を強いられているわけでありまして、有形固定資産などの指標を入れていくべきではないかなと思っております。

それからもう1つは直轄事業負担金。県道の維持管理には国のほうから補助金は一切ございません。しかし、国道の維持管理費については、45%も地方は負担をさせられているわけでありまして。こういった維持管理の関係の直轄事業負担金というものが2,000億弱あるわけでありまして、これをまず解消してくれればいいのだろうと思っております。それから、直轄事業の建設についても3分の1負担をしておりますが、県が市町村に

負担をさせる場合は、せいぜい地方の要望があるといったって10%ぐらいでありますから、3割というのは多過ぎるという感じを持っております。

そして、私どもの県ですともう既に国から305億もらっていますけれども、県が国に出しているのは343億。マイナスになっておりますね。直轄事業負担金全体で1兆1,000億ありますから、これを適正化すればかなり浮いてくると思っております、今申し上げた3つのことだけでも1兆円をはるかに超す、今まで、どちらかという矛盾を抱えた部分を改正できるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【増田寛也総務大臣】 では、三重県。

【野呂昭彦三重県知事】 福田総理大臣に大変期待を大きくしているという立場からぜひ意見を申し述べ、お聞き届けいただきたいなど、こう思っております。

地方の窮状については、先ほどからいろいろ話がありました。私どもは地方での行政改革、ほんとうに切り詰めてやってきた、その上、実は、三位一体改革等で大変な地方財政の破綻を来すような、そういうひどい仕打ちをこの二、三年受けてきたと、こう思っているところであります。

しかし、その背景にあるものは、まさに国難ともいえる財政危機があるということもよく承知をしております。そういう中で、歴代の内閣では、この問題に抜本的に果敢にきちんと対応できなかった、それが今日、こういった状況を引きずっているという状況であります。

したがって、福田内閣におかれては、この国難ともいえる、しかも歴代内閣の取ってきた手法ではできなかったこと、これをしっかりやってもらおうということが大事だと思います。

先ほどから、地方からの水平調整のような、法人税のことがテーマに少し話も出ておりますが、私はそんな小さなことではなくて、この国難ともいえる中で地方も中央と一緒に、船が沈んでしまおうというときでありますから、きちんと政策転換をしていただくということを国に求めたい、こう思います。もうとにかく、できっこない増税なき財政再建、こういうことについてはしっかりと方向転換をしていただく必要があるかと思ひます。

先般の大連立の話が出ました中で、そのバックになっておった人のその思いについてもいろいろ言われているところであります。大連立のよしあしはともかくも、私は、この国難ともいえる状況、財政状況を心配する立場からいろんな仕掛けをされたのだとすれば、

それは非常に、また一方で理解できるところであります。今、アメリカではアーミテージさん等有識者が、アメリカの政策を変えるべきだという提案をしています。軍事力によるハードパワー、それ一本やりのアメリカじゃなくて……。

【増田寛也総務大臣】 すみません。後ありますので、手短にぜひお願いします。

【野呂昭彦三重県知事】 ソフト、すなわち魅力あるアメリカをつくろうというという
ことで、スマートパワーを言い出していますね。私は、日本政府としては、今まさに、地方にもそういったしっかり通用できる政策の転換、これを中央政府でやるべきだと思います。

消費税については村井知事の言ったとおりで、経済界でも10%程度、1%ずつ毎年上げれば、経済も痛み最小限で乗り越えられるという意見も出ているわけでありまして。欧米等、ヨーロッパ等の状況を見ても、消費税については思い切って10%ぐらい、きちんと毎年上げていく、そういうことで、今、地方のこういった財政問題もともに考えていただく、このことが大事であり、その政策の大転換を福田総理に求めているところであります。大いに期待しております。

【増田寛也総務大臣】 それでは、最後、秋田県。できるだけ手短にお願いします。

【寺田典城秋田県知事】 1国多制度についてでございます。総理は自立と共生を政策の基本としております。都市も地方も自助努力を基本としながら、お互い尊重し合い、支え、助け合うことが必要と言っておりますが、しかし、都市と地方で経済力の差がある中で、共生というのは都市が地方を支える構図になりかねないということです。地方法人2税の再配分の議論はまさにその現れでございます。グローバルが進展する中で日本が生き残っていくためには、東京などの都市だけではなく、地方も強くならなければならないと思います。分権時代では地方が経済的に自立し、発展することで、国全体も発展できるわけでございます。地方の自立と発展こそがキーワードでございます。

総理は格差是正に全力を注ぐとしておりますが、補助金や交付税措置などによる従来型の対策では埒があかないと思います。過疎対策など、これまでの地域振興策では国土の均衡ある発展が実現しなかったことも明らかでございます。特に顕著な例としては、夕張市なんかを見てもらえばよくわかると思います。

地域の活性化や経済の自立と発展を図るためには、国策として地方への企業立地を促進することなど、働く場所の確保、定住を促すことが大事だと思います。そのためには、全国一律の制度を大胆に変える、一国多制度と申しますか二制度の導入が不可欠であります。

例えば、条件不利地域であります東北、北海道や中国・四国でも結構でしょう。国の法人税を例えば半減するとか、いろんな面で地方の企業へのインセンティブを高めてはいいかなものでしょうか。もちろん減価償却もあるでしょう。金融政策もあると思います。高速道路の低料金化などなど。これにより、都市と地方のバランスが取れた企業配置が実現され、国全体の底上げにつながるのではないのでしょうか。

総理においては、格差是正のため抜本的な対策として、こうした一国多制度の実現に真剣に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 それでは、次、道州制の項目のほうに移ります。それでは、岡山県、お願いします。あと、最後、時間がありましたらまたします。

【石井正弘岡山県知事】 それでは、ご指名いただきましたので。私は道州制問題の特別委員会の委員長という立場から、道州制につきまして意見を述べさせていただきたいと思えます。

内閣におかれましては、地方分権改革の総仕上げである道州制実現のための検討を加速する、このように明記をされておられるところをございまして、これに基づいて今、増田担当大臣の下、道州制ビジョン懇談会で精力的に議論が行われております。3年以内にビジョンを打ち出す、そして今年度中にはその中間的な報告を出すということで、私も議論に参画をさせていただいております。

一方、自由民主党におかれましても、道州制調査会を総裁直属の推進本部に格上げをされるなど、検討を加速されておられるわけをございまして。

一方、私たち全国知事会におきましては種々議論を重ねてまいりましたが、本年1月に知事会といたしまして、大議論はございましたが、道州制に関する基本的考え方ということで取りまとめを行いました。いろいろ推進論、そして慎重に議論を進めるべきである、等々の意見はございましたが、最低ここまでの条件を整えるというその基本的な考え方を取りまとめたということでございまして、今現在、これに基づいて役割分担を明確化していこうとか、あるいは自治権、組織に関するプロジェクトチーム、あるいは地方税財政制度に関するプロジェクトチーム、こういったものを設置するなどいたしまして、今、議論を深掘りしているところをございまして。

こういった状況の中で、総理におかれましては、ぜひ3点ほどお願いをさせていただきたいと思えます。1つは、今申し上げました我々の地方の意見、地方がまとめた基本的考

え方、あるいはこれから知事会のほうでまとめてまいりますさまざまな論点、整理してまいりますけれども、この当事者である我々地方の意見をぜひ取り入れていただく、反映していただく、このことをまず第1点、お願いいたします。

第2点は、これに関連いたしますけれども、一番我々が大事な点としてそこで主張しておりますのは、あくまでもこれは地方分権改革のためでなければならないということでありまして、逆に言いますと、国のほうの財政再建、この道具となるようなことであっては決してならない。このことを我々知事会が一番懸念をしているところであるわけでございます。

もちろん、幾つかの都道府県が一緒になりますと行財政改革の効果があり、あるいは財政再建に資するということにはなろうかと思っておりますけれども、あくまで思い切って外交、防衛等々のことに国は専念していただく。内政に関する基本的なことは、もう地方に任せようという、大きな国の形を変えていくような大胆な役割分担、こういう大きな構造改革だという観点に立たれましての検討をお願いしたいということで、財政再建の道具となるようなことのないようお願いをいたします。

それから3点目でございますけれども、今現在、地方分権改革の議論が推進委員会等になされているわけでございますが、この議論と道州制の検討との話、これは別の話でございます。確かに地方分権改革の総仕上げということの位置づけは大変ありがたいわけでございますが、道州制の検討があるので、地方分権改革の検討がそこで1回停滞してしまう、とめてしまうということがないように、道州制は道州制ということで、中長期的な大きな観点に立って議論を進めていただきたいと思いますところでございます。

関係省庁の大変大きな抵抗が予想されるこの道州制という事柄でございますけれども、ぜひとも福田総理大臣におかれましては力強いリーダーシップを取っていただきまして、地方分権改革の究極の姿でございます道州制実現に向けましての検討を加速していただきますように、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【増田寛也総務大臣】 それではもう一方、知事さんのご発言をいただいて、それで総理からお答えをいただきたいと思っております。それでは、神奈川県。

【松沢成文神奈川県知事】 地方分権改革、地域活性化の観点から、総理に首長の任期制限についての考え方を伺いたいと思っております。

ご承知のとおり、神奈川県では10月に、知事は3期まで、それを超えて在任することができないという条例をつくらせていただきました。多選の弊害についてはさまざま意見

があります。ただ神奈川県としては、地方自治のルールとして、神奈川県みずからがこういうルールの元に地方自治を運営していこうということで、知事の3期までという条例をつくったのです。

ただそれをつくったときに、当然、憲法論あるいは法律に対する疑義、こういう問題があるじゃないかということで、今、議論にもなっているのですが、実は、総理が所属している、リーダーであります自民党も、今回の参議院の選挙で首長の多選禁止、特に知事や政令市の首長は3期12年までという法制化を目指す、これを公約に掲げております。日本の選挙で政党がこういうことを公約したのは初めてなのですが、ただ、国政の政党のほうも、民主党、公明党、自民党、ほとんどの政党が、やはり地方分権の時代、知事は、首長には権限が集中すると。3期までは推薦するけれども、4期以上は推薦しないというルールを持っているのです。それを法制度にしていこうということで、私は一歩前進だと思っているのです。

ただそのときに、総理、地方分権の時代ですから、全国の知事さんを一律3期12年までと法律で決めてしまうのではなくて、やはり法律では、地方自治体が議論して、やれるところはやってもいいですよという委任規定を入れていただいて、そして地方自治体の議論の中で、必要だと思うところは任期制限ができるようにする、これが地方分権の流れだと思うのです。

そういった形で、ぜひとも私ども地方の立場からすると、多選禁止のルール化を地方分権型で検討していただきたいと思っております。総理も官房長官も前向きとコメントが出されておりますので、ぜひとも国会のほうできちっと形が取れるように、今後努めていただきたいと思っております。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 それでは、ここですらね……。それじゃ、午前中発言していませんでしたので、高知県、お願いします。

【橋本大二郎高知県知事】 手短にいたします。私からは極めて原始的で、ありきたりですけれども、ぜひ中央で仕事をしていらっしゃる方に、地方の現状を見にきていただきたいと思うんです。私は東京生まれの東京育ちで、福田総理が通われたのと同じ、港区の真ん中にあります中学・高校を卒業いたしましたから、かつてはれっきとしたシティーボーイでございました。それが、ご縁があって16年前に高知の知事になりましたので、大都市の大切さも地方の大切さも十分に理解したつもりです。

16年間高知の知事をする中で、高知のような県にある町だとか中山間の地域に人が暮らしていける、そういう土台をつくっていくことが国にとって大切だし、この国の文化・伝統を守ることに繋がると思うんですね。

ところが現状を見ると、中山間地域の国土というのは、間伐も行き届かなくなって森林も荒廃をする、またイノシシやシカなどの食害によって農産物も食べられる、また木も食べられて、それによって山が崩れて川の水質も汚濁してしまう。また生活の面では、公共の交通機関がなくなり、商店も店を閉じる。毎日、病院に行くにも買い物に行くにも支障を来すという人が、本県でも何万人という数おられるわけです。

その上、医師不足ということの中で、万が一というときの命を救うための時間距離の短縮、つまり、道路の整備ということもなかなか進まない。それに加えて、2011年から地上波のデジタル化ということになりますが、本県の場合、5,500から8,000世帯ぐらいがテレビが見られなくなるのではないかということも言われます。これを衛星放送でカバーするとなるとローカルの放送は見られない。大きな災害が起きても、地域で何が起きているかわからない。こういう新しい格差も加わるということになります。

これに対して、総理が地方の再生ということを言われていることは大変心強いことですが、中央で仕事をされる官僚でも財界人でも、大手のマスコミの方でも、ほんとうに地方の実情というのをよくご存じかどうかということに不安を感じます。ですから、総理、閣僚、中央の官僚、財界人、大手のマスコミというふうな方々官民一緒になって、グループになって地方をぜひ見に来ていただきたい。そのことによって、格差というのがほんとうに書面の上のことだけなのかどうか、それから、地方がいろいろ言っていることが、相変わらずおねだりの甘えなのかどうかということ判断をする。その心証をぜひ地方でつくっていただきたいなというお願いです。

【増田寛也総務大臣】 ありがとうございます。

もう時間がいっぱいなので、すみません、ここで総理のほうからまとめてご発言をお願いします。

【福田康夫内閣総理大臣】 いろいろご意見等を伺いました。済みません。日本語わかりますか、私の日本語。

お伺いいたしておりました。最初は財源の話です。要するに皆様方、財源では大変苦労されているということでございまして、そういうお話はよくわかりました。地方においても行財政改革を非常にシビアにやられてこられている。また、これからもやられる。そうい

うふうなことをおっしゃっておられまして、交付税なんかも相当減らしましたのでご苦労されているなということは思っておりましたけれども、きょう改めて、また皆様方のそういう切実なお話を伺っているところでございます。財源につきましては、地方法人2税の問題もありますし、それをどうするかといったようなこともございますけれども、この辺は消費税との関係もでございます。その辺の財源のあり方については、今、総務省それから財務省においていろいろ議論しております。火花を散らしてやっておりますけれども、大変難しい問題だというような認識は私もう既にしております。

きょうは予算編成の前で、まさに陳情をお聞きするような気持ちでもって伺っておりましたけれども、切実さというのはよくわかりました。皆様方のご意向をどこまで反映させることができるか。それと結局は、その財源と申しますと、国の財源との関係がございまずので、それを無制限に皆様方のご要望をすべて聞いてというわけにはまいらないという状況は厳然としてあるわけでありまして。その中でよりよい方法は何なのか、そしてまた未来に向けて希望を持てるような方向性というのは一体どういうものなのか。その辺を我々もこれからよく考えてまいりたい。また、各省でも議論していただきたいと思っております。

いずれにしても、この問題は皆様方の非常にバイタルな問題だという認識を持っておりますので、また皆様方のご意向もこれからもよくお聞きしながらやらせていただきたいと思っております。何しろお金がないんです。お金がないので、じゃ、足りない分は消費税を上げてというのもあまりにも短絡的過ぎるのではないのかなと思ひまして、ことしも来年も、この1年間は何とか金のない方向でもってやりくり算段できないかなということは今思案しているところでございます。その点はひとつご理解いただきたいと思っております。

それから、道州制の議論もございました。この道州制議論はこれから地方分権の進展を図るということもございまずけれども、同時に国と地方の役割分担、両者がどうあるべきかといったような観点、これは決して忘れることのできないことでございますので、単に財政の節約のためというのは次元がちよっと違う話である。そしてまた、その程度の財政の削減というんだったら、ほかにもやる方法はあるんじゃないかなというふうな思いがいたしますので、これも皆様方のご意向をお伺いしながら、時間も多少かかりますけれども、しっかりやっていかなければいけないと思っております。

その前提といたしまして、私は道州制実現の前にやることは何かということを皆様方に

申し上げたいんですけれども、それはまず第一に、各地域が自立できる体制をつくっていただくということなんです。これは待ったなしのことです。そして今の問題解決のためにも、そしてまた道州制実現のためにもどうしても必要なことだと思います。そしてまたそれを実現するためには、やはりそれぞれの地域で人材を確保していただきたい。人材確保。確保というのは養成もごさいます。人材養成。そのことをぜひやっていただきたいと思います。ただいまも総務大臣のほうからいろいろお話があったと思います。各地域で地域のよいプロジェクトを見つけてくだされば、これから総務大臣がお話すると思いますけれども、それは国としても支援していこうというふうなプランを出されると思います。これもやはり受け手である、そして実行者である皆様方地域地域がよい案をつくって、それを実行できる体制があってできることだと思いますので、ぜひその基礎となります人材の育成はよろしくお願ひしたいと思います。

多選の問題がございました。これは私ども群馬県も多選、そして実はやっちゃったんです。今来ておられる知事さんは多選反対で立ち上がった知事なのでございまして、それはやはりかなり影響がありました。県民に対してもアピールしまして、それが1つ大きな多選阻止ができた原因になったと思います。私は多選がすべて悪いという話ではないと思います。ですけれども、悪い面が多い可能性があるのではないかとこのことを考えましたら、やっぱりこの辺も考えなければいけない。皆さん方知事さん方は絶大なる権限を持っているんです。私の権限なんていうのは吹けば飛ぶようなもので、もうほんとに今情けない思いをしておりますけれども、そのぐらいのことです。皆さん方は私と比べたら絶大なる権限を地域で発揮される存在なんです。そのことはあわせて自覚していただきたいというように思っております。よりよい都政をはじめとして、県政、府政をしていただきたいなと思っております。

それから、地方をよく見ろというお話もございました。私も全く同感で、私は先般、各大臣に指示いたしまして、なるべく地方に行ってくださいと。そして、地方の実情をよく聞いてきてください。そういうことを申し上げました。これはやっぱりその点について、若干今現在足りないところがあるのではないかと。地方の声を、私はこの間の総裁選挙でもって、地方といっても限りがありましたけれども、何カ所か参りまして、やっぱり相当いろんな意見があるな、不平不満もあるなということを実感いたしました。そういうことを感じたものですから、各大臣にもぜひ行っていただきたい。そして地方の声を吸い上げて、いろいろ小さなことと思われるようなことでも今は全国的に大きな話題になるんです。そ

ういう時代だと思えます。また、そういうことが話題になるということはそういう土壌は各地域にもう蔓延しているんだと思えます。ですから、1カ所でのろしが上がると、それが全国的な話題になってしまう、大きな社会問題になるというような実情を考えますと、やっぱりこの辺、そろそろ限界点に達しているのかなというふうな思いがしているのがあります。だからといって、消費税とすぐに直結するわけじゃありませんけれども、そういう限界点に、ある意味においては達している可能性がある。このことは重く受けとめて、そしてこれからの全般の政策に反映させていかなければいけないということを考えております。総務大臣もそういうことについて大変深刻に考えておりますので、また総務大臣ともよくご相談いただきたいというように思っております。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 ありがとうございます。人材の関係は内閣府のほうで、今予算で用意してございますので、もう少し明らかになりましたらまた皆さん方にご案内したいと思えます。

それでは、次、あと時間は30分ほどでございますので、道路、それから防災、その他といきたいと思うんですが、まず道路について、山口県、それから群馬県の知事さんにまずご発言をお願いします。

【二井関成山口県知事】 山口県知事の二井関成です。私からは、全国知事会の建設運輸常任委員長もいたしておりますので、その立場も含めて道路特定財源についてお願いいたします。

まず山口県の例から申し上げますと、県政の重要課題である山陰地域と山陽地域との格差是正を図る上で、その最大のプロジェクトが山陰道の整備でございます。この山陰道につきましては、昨日、国によって公表されました中期計画の素案によりまして一定の方向性が出ましたので、大変感謝いたしておりますが、今後、具体的な計画内容の検討が進められて、早期に事業着手されるように期待をいたしております。

申すまでもなく、地方におきましてはこうした主要な幹線道路のネットワークの形成はもちろんです。防災対策、渋滞対策、さらには救急医療などの生活道路に至るまで、まだまだ道路整備が不十分であります。道路整備を望む住民の声も極めて強いものがあります。一方で、高度成長期に建設されました橋梁、トンネルなどの道路施設が、今後、加速度的に耐用年数を迎えます。例えば橋梁は、全国ベースで建設後50年以上経過したものが、10年後には現在の約3倍に急増すると言われておりまして、既存施設の維持補修費

の増大が見込まれております。

こうした中で、道路特定財源の暫定税率の適用期限が今年度末に迫っておりますが、地方の貴重な道路整備財源となっている暫定税率の延長がなされない場合は、2兆2,000億円の特定財源のうち9,500億円もの大幅な減収が生じることになります。地方財政に深刻な影響を与えることは間違いなく、我々地方は非常に大きな危機感を抱いております。

したがって、特に3点ほどお願い申し上げます。まず第1点目は、道路特定財源の現行の税率水準を平成20年度以降も維持する法案を確実に成立させていただきたいということです。

第2点目は、国の道路事業にかかる財源はほぼ全額が道路特定財源で賄われておりますのに対しまして、地方では道路特定財源は道路事業の21%に過ぎません。道路特定財源の3倍以上の一般財源の起債を道路事業費に投入しているという状況にあります。このために、道路特定財源の地方公共団体への配分割合を高めていただきたいということです。

3点目は、現在進めておられます中期計画の策定に当たりまして、地方の道路整備の実情に十分配慮いただきまして、地方が真に必要としている道路整備を確実に盛り込むことによって、地方の道路整備がおくれないようお願いをいたしたいと思っております。

福田総理におかれましては、地方を重視する観点からこの道路特定財源につきましてもご発言をされていると承知をいたしておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 それでは、群馬県知事さん、お願いします。

【大澤正明群馬県知事】 群馬の大澤です。総理におかれましては先ほどから痛々しい声を聞いておりまして、連日激務の中でご活躍ということでご苦労さまでございます。ぜひご自愛の中、ご活躍いただけるようご期待申し上げます。

私も今の山口の知事さんと同じく、道路特定財源を一般財源化することなく今後も維持していただきたい。特に暫定税率を今後とも継続するとともに、まず、地方の意見や道路整備の実情を踏まえまして、地域間格差への対応や生活者重視の観点から道路整備の財源として必要額を確保していただきたい。特に高速交通ネットワークを補完する地域高規格道路等、地方の主要幹線道路を計画的に整備される財源に充当していただきたいということです。

群馬県におきましても、陸の孤島と言われた本県に北関東横断道路が通ることによりま

して、ようやく日本列島東西南北につながる重要な横断道路が走るわけでありまして、これで陸の孤島から脱却できるし、物流においても非常に大きな変化がもたらされるわけでありまして、これは北関東3県のみならず日本の経済の活性化に大きく貢献する、そのように期待しているところであります。また、その高速道路につながる主要幹線道路が、30年も40年もかかってもいまだにこの道路が完成できない。これは財源不足からでありまして、ぜひその辺のところにもご配慮していただければありがたい。

それから、去る9月に群馬県に台風9号が来たわけでありまして、中山間地におきましてはがけ崩れや河川のはんらん等によって道路が切断されて孤立集落が生まれたわけがありました。この辺のところから考えても、地方はまだまだ脆弱な道路をたくさん抱えているわけでありまして、ぜひとも道路特定財源の確保をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 ありがとうございます。それでは、道路だけでなく、最後の防災、それからその他も含めて、最後まとめてお話をお聞きしたいと思います。じゃ、沖縄県の知事さん。

【仲井眞弘多沖縄県知事】 沖縄県知事の仲井眞です。在日米軍の再編について申し上げたいと思うんです。

再編につきましては、私どもも実はこれ大賛成で、予定どおりグアムへの移転とかを進めていただきたい。さらに、嘉手納飛行場より南の地域の返還が計画されておりますが、これも確実に前に進めていただきたいということです。ただし、というところがありまして、普天間飛行場の移設などなど、施設の移設についてはぜひとも我々地元の理解と納得、協力を得るように丁寧な進め方をしていただきたい。現在のところ、我々、率直に申し上げますと、ちょっと言葉が言い過ぎかもしれませんが、かなり強引に、県知事、市町村の納得なしにどんどんある省が進めているというのが実感でして、さらに北部振興策みたいな蛇口をとめてしまうとか自衛隊の船を派遣するとか、いかがなものかという状況にあります。したがって、こういうひどい仕打ちというのはやめていただいて、耳をきちっと傾けていただきたいというのが私どもの率直な気持ちです。住民生活や自然環境につきましてもきちっと配慮をすべきだと考えております。

そして、この普天間飛行場というのは1945年、沖縄が落ちる1カ月ほど前に完成している飛行場で、砲弾とか何かはかなり埋まっている可能性があります。こういうものを

再活用、再利用するためには新しい制度を入れていただかないと、なかなかこれ手間も暇もかかりそうです。ぜひご一考いただきたいと思います。

最後に、この何年か申し上げていますが、日米地位協定の抜本的な見直しというの、この際、やはり手をつけていただかないと、運用の改善というだけではなかなか米軍基地から出る事故、事件、公害についての抜本的な対応にならないと思いますので、ひとつ特段のご配慮をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【増田寛也総務大臣】 ありがとうございます。それでは、達増さん。

【達増拓也岩手県知事】 岩手県でございます。消費税に絡んで、やはり地方経済はまだ回復してないということを言いたいと思います。

戦後、日本経済がマイナス成長を記録したのはオイルショック、バブル崩壊、そして消費税を3%から5%に上げたとき、あとは小泉内閣がスタートしたときと4回しかない。そのうち1回が、消費税をアップしたときにマイナス成長になったという歴史の教訓は忘れてはならないと思います。

21世紀に入って、どの都道府県も都道府県民所得というのは落ち込んでいるか横ばいかだと思えます。都道府県民所得は平成17年の数字まで出ていますけれども、20世紀末より上回っている都道府県はほとんどありません。岩手県の場合も、21世紀に入って7.6%落ち込んで、その後も横ばいが続いておりまして、いまだに20世紀末より7.6%落ち込んだ所得水準にあります。そういう状況で消費税アップというのは、ほかに何か消費拡大の手を打っておけば別ですけども、ただでさえ弱い地方の内需というものに壊滅的な打撃を与える可能性があるということを指摘しておきたいと思えます。

【増田寛也総務大臣】 それでは、愛媛の加戸知事さん。

【加戸守行愛媛県知事】 ありがとうございます。先ほど福田総理が、産業界を視野に人材の確保ということを強調されました。私は教育界の人材確保でお願い申し上げたいと思えます。

昭和49年に義務教育諸学校の教育職員の人材の確保に関する法律が制定されました。そのときは、3年間で教育職員の給与を一般公務員より25%高くしようという大きな目標でした。結果としては、6年がかりで一般公務員よりも20%優遇の措置が完成しました。しかし、それから三十数年の間に目減りし目減りし、これは給与表とか給与体系とかいろんな構造がありますけれども、結果としては今一般公務員よりわずか2.76%上回

っているに過ぎません。

ところが、昨年の骨太の方針2006では、この一般公務員より2.76%上回っている教職員の給与を縮減するという方針が出されました。確かに財政的にはお金が欲しいところでしょう、削りたいところでしょう。でも、そこには国家の教育に対する理念の哲学が欠けていると私は思っております。少なくとも一般行政職員よりもちょっとでも教員のほうが高いんだということで、子供たちの先生に対する見る目も違います。私は、大切な政治家としてのリーダーシップを発揮すべき場所ではないかと思えます。

かつてこの日本の措置が行われた数年後に、レーガン大統領下のアメリカでは、アメリカは各州が給与を決めますけれども、カリフォルニア州を初めとしてみんな一斉に10%、20%とあって、当時郵便配達と同じ給料だったアメリカの教員の給料をどっと、日本を見習って上げました。日本はアメリカ追随と言われておりますけど、アメリカが日本に追随した典型的な例はこの教員の優遇措置であった。このことを、私は文部省出身でありますけれども、今まで誇りにしてきました。それが無に帰するという状況を眼前にして、暗たんたる思いに駆られております。いささかなりとも教員を優遇するという方針は曲げないでください。

【増田寛也総務大臣】 それじゃ、あと、時間いっぱい指しますので、できるだけ手短かにお願いします。島根県からお願いします。

【溝口善兵衛島根県知事】 総理は地方の自立の重要性を指摘になりました。おっしゃるとおりでございます。私どももそのためにいろいろな改革を進めているわけでございます。ただ、今、大きな問題は都市と地方のバランスを欠いた発展、これがかなりの障害になっているわけでございます。法人2税の偏在の問題、あるいは道路の地方における整備のおくれといったものでございます。私は、都市と地方がバランスよく発展する施策を、政府におかれて積極的におとりいただきたいと思えます。

都市と地方のアンバランスの中で最も大きな先鋭的な問題は、過疎地域あるいは中山間地域の問題でございます。高知の知事が非常にビビッドに表現されました。特に21年度には現行過疎法の期限切れがまいります。この延長につきまして政府与党も検討に入っておりますが、なにとぞこの面につきましてご支援のほどをお願い申し上げたいと思えます。

【増田寛也総務大臣】 それでは岐阜県、それから石川県、お願いします。

【古田肇岐阜県知事】 ありがとうございます。先ほど総理から自立、人材確保の話が

ございましたので、ちょっと違う観点から私どもの取り組みについて一言申し上げたいと思います。

本格的な人口減少時代に入っております。私ども岐阜県の状況は恐らく他の多くの県も共通だと思いますので、ちょっとご紹介したいと思います。景気予測、経済予測と違って、人口予測はもっと確かなものと言われておりますが、岐阜県の場合は今210万人の人口でございますが、30年後には50万人減るといことがほぼ確実でございます。これは1960年の岐阜県に戻る、こういうことになるわけでございます。

その人口構成はどうかといいますと、14歳未満が1960年の場合には3割おりました、それが30年後にはわずか9.5%。それから65歳以上の人口構成が1960年には6.6%でございました、これが30年後には3.3%、こういうことでございます。実数で申し上げますと、現在、岐阜県に30万人いる子供が30年後には15万人になる、それから10代後半から60代前半までの現役世代が135万人から93万人に、3割減る。そして44万人いる65歳以上の高齢者が54万人になる。とりわけ75歳以上が急増する。そして、死亡者数は向こう10年間で35%増える。少産多死の社会がやってくる。この人口減少、少産多死というものにどう向き合っていくかということが、地域の自立にとって欠くことのできない問題でございます。経済、社会、福祉、担い手が絶対数で大幅に減少していくわけでございます。一方で、既に兆候はあらわれておりますが、外国人労働者の人口が岐阜県では急増いたしております。

また、税収につきましては、したがって、今後、容易に増えるということはなかなか予想できない、こういうことでございまして、こういう急激な人口減少の中で、一人一人の個性、能力をどう伸ばしていくか、担い手をどのように育成していくか、そういう中で、高齢者も女性も障害者も十全に働き、活躍できるような社会をどうつくっていくか、この問題は避けて通れないのではないかと考えております。

そういった意味で、人材育成についていろいろとご支援いただけるということは大変ありがたいことだと思っております。ただその際、1点だけ申し上げたいのは、三位一体の改革で4兆円の補助金カットが行われましたが、ほとんどが補助率のカットや一部廃止でございます。したがって、本当の意味での補助金カットは、私どもの計算では1,300億円でございます。本県で整理しただけで三位一体の改革以降、補助金が約1,000億円復活しております。今後行われる地方を応援するという施策の中にまたまた補助金が増えてくるということになりますと、元来た道に戻るということになるわけでありまして、

こういう点では国がやるからという場合には国がしっかりと予算の手当てをする、これは地方に任せるといふことであれば地方にそれなりの財源を用意して任せるといふことで、補助金で共同責任というような格好でいろんなことを進めていくというタイプの予算、施策が増えていくことは、むしろ慎重であっていただきたい、こんなふうにする次第でございます。

【増田寛也総務大臣】 石川県。

【谷本正憲石川県知事】 私のほうから、地震対策についてお願い申し上げたいと思います。

能登半島地震から7カ月余りが経過したわけでありましてけれども、被災地は復旧の段階から復興の段階へ入ってまいりました。ほんとうに今回、能登半島地震では政府には迅速な対応をしていただいたわけでありまして。被災当日には担当大臣に現地にお入りいただきましたし、安倍前総理にも現地にお入りいただいて、激甚災害の早期指定でありますとか被災中小企業の復興支援基金の創設でありますとか、復興基金の創設も実現していただいたわけでございます。

加えて、被災者の生活再建支援制度、これも与野党の協議の中でいい形で実現をしたわけでございます。当初はこの支援制度の利用者が、被災者の中でも1割にも満たないという状況でありました。県単独の支援制度は8割以上の利用があるわけでありまして、極めて使い勝手が悪かったわけでありましてけれども、いい形に見直しをしていただいて、能登半島地震、中越沖地震にまで適用されるということになりましたので、被災者の方々も大変喜んでおられます。

そういう中で特にお願いをしたいのは、ここ10年の間に震度6強以上の地震が起きたのは5回あるんですね。そのうちの4回はいずれも日本海側であります。そういう中で、我々調べてみたら、国の地震調査の行われておりますのはもっぱら太平洋側なんです。日本海側、新潟より南側は空白域になっているということがわかりました。来年度は新潟沖で少し調査をされるというお話を聞いていますけれども、単発の調査ではなくて、この空白域である日本海側の地震調査を、ぜひ総理のリーダーシップの元で早急に実施をしていただきたい、このことをお願いしたいと思います。

【増田寛也総務大臣】 それでは、佐賀の知事さん。

【古川康佐賀県知事】 ありがとうございます。佐賀県知事の古川康でございます。私は米のことでございます。

このフリップを、総理、ごらんください。4.6%という数字でございます。これは平成19年産の作付米の過剰作付の率でございます。予定されていた生産調整の面積を超えて現実に作付けされた面積です。全国33の県で過剰な作付けがなされています。この結果がどうなったかという、それが△1.1%という数字でございます。4.6%の過剰な作付が行われた結果、農家の所得は1.1%減少しました。10年間で4割下がってきております。例えば、このホールと同じぐらいの田んぼを1年間耕したときに、農家は今、1万5,000円ぐらいの所得を得る、そういう計算になっております。生産調整や需給調整は長い間行われてきまして、この間、量より質、そういったものを重んじるようになってきました。

ただ最近、その米の市場に変化が起きています。おいしい米がむしろ売れなくなっているということがございます。それはなぜか。かつては自分の家でお米を食べていました。でも最近、中食、外食が増えて、コンビニでおにぎりとか、そしてレストランでピラフとかそういったものを食べる人が増えた結果、できるだけおいしいものよりも、外食産業というのはそこそこの値段でそこそこのものをというのを求めるほうが増えてきたのであります。その結果、おいしいお米がだんだん売れなくなってきました。勢い、農家はやはり量をつくらなければ所得は確保できない、そんな状況が生まれて過剰作付になってきていると思っております。

米が余っているのならほかのものをつくればいいではないか。そのとおりでと思います。例えば佐賀県では、お米のかわりにダイズをつくろうという動きがあります。しかしながら、このお米のかわりにダイズをつくるときに、その支援となります作付の支援に使われる産地づくり交付金というのは県によって枠がはめられていまして、仮にダイズをつくる人が増えると、その分だけダイズの単価を落とすということになってしまいます。もうお米はやめてダイズにしようと思っても、単価が下がってしまうとなると、お米以外のものをつくるインセンティブがなかなか働きません。

一方で、一部の県でというか多くの県では、そういう生産調整に従わずに、自分のつくりたい量をやるということによって自分の所得を確保している農家や地域が、残念ながら存在しています。私ども佐賀県をはじめ農業の盛んな多くの県は、こうした生産調整を守りながらやっている県であり地域でございます。今、政府の中でも見直しが行われると聞いておりますけれども、ぜひとも総理のリーダーシップで、このように政府の方針と一緒に何となく日本の農業を育てていこうとする人や地域に重点的になっていくような産

地づくり交付金のあり方を、ぜひご検討いただくようお願いできればと思います。

【増田寛也総務大臣】 それでは、時間がもうほんとうにぎりぎりいっぱいですので、あと、すみません、お一方だけにさせていただきたいと思います。大体登録の案件はまんべんなく議題に関して見ているんですが、あとは福井県で。手短に、恐縮ですが。

【西川一誠福井県知事】 1つは新幹線でございます。先ほど空白地帯ということのお話でしたが、北陸は福井は空白でありまして、今度の参議院選挙でも新幹線が話題になりまして、これが有権者の判断だったと思います。ぜひ新幹線の福井、敦賀までの着工をお願いします。

それからふるさと納税について、今度の税制改正でぜひ実現させていただきますように、いつも大臣にご支援いただいておりますが、よろしく願いいたします。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 じゃ、最後1人。熊本県の知事さん。医療の話ですか。じゃ、これで、すみません、最後にします。

【潮谷義子熊本県知事】 ありがとうございます。来年、北海道で環境問題を主要テーマとしてサミットがございます。水俣病の問題についてぜひ、私は、政治解決という中で早期に解決を図っていく姿勢を、政府において持っていただきたいと思います。この水俣病問題の解決があつてこそ、我が国として環境問題の重要性を世界に発信することができるのではないかと、このように思っています。さらに、水俣病は一地域の問題ではなくて国全体の問題であるという認識の中で、お取り組みをよろしく願いいたします。

以上です。

【増田寛也総務大臣】 ありがとうございます。大変時間がなくて、皆さん方になかなか十分な時間が取れませんでした。おわび申し上げたいと思います。

それでは、これまでのご発言に対して、総理のほうからご回答をお願いします。

【福田康夫内閣総理大臣】 いや、もういろいろなお話を伺いましたけど、すべて悩ましい問題ばかりでございます。私どもは一つ一つのことについて「はい、わかりました」と言えればいいことばかりなのでありますけれども、道路特定財源ももう予算編成を間近に控えておりまして、早々決着をつけなきゃいけないということでもありますけど、これも大変大きな議論がございまして、今、私からああするこうするというようなことを言えるような段階にはないということでお話ししにくいことで申しわけないのであります。それ以外に沖縄の再編の話も、それから沖縄問題、種々の問題がございましたけれども、これ

は先般、協議会も開きましたし、今まで若干不信を犯したようなこともあったようでございますけれども、これからそういうものを払拭しながら、よくご意見を伺いながら協議させていただきたいというように思っているところでございますから、ひとつ沖縄の仲井眞知事にもご協力を賜りたいと思っております。

その他いろいろありました。教員の待遇の問題もございました。これはおっしゃることはよくわかります。わかりますけれども、どの職業もみんな誇りを持ってやるという観点から考えますと、その部分だけ取り上げてよろしいものかどうかということはありませんけれども、これも一生懸命努力しなければいけないと思っております。

また都市と地方のアンバランス、これは県によって立場が全然違うこともあるんです。ですから、これをいかにしてまとめていくかということはとても大事なのであります。ここで私が自立と共生という言葉をあえて使わせていただいているのは、その解消を目指して地域には頑張っていたきたいということと同時に、支え合うところは支え合ってほしい。同じ日本じゃないか、日本の中にいるじゃないか。そのために足らざることを補うような気持ちが足りているところにはあってもいいんじゃないのかなというふうな気持ちもありまして、自立と共生ということを申し上げているんです。これは今の時代、やっぱりとても必要な言葉だと思います。何も都市・地方の問題だけでない。家庭の中もそうですし、社会のあり方もそうですし、あらゆる部分も、やっぱり自立共生という概念をここでもう一度皆様方と確認し合う必要があるような時代ではないのかなと思っているところでございます。格好いいから使っているわけではありませんから、ひとつよろしく願いしたいと思います。

それから本格的な人口減少時代、高齢化時代、これはもう避けられない。幾ら頑張ったって、しばらくの間どうしようもないです。30年ぐらい続くかどうかわかりません。ですから、これをどうやってしのぐかというのはとても大きな問題だと思います。まず今の傾向であれば、経済力は減少します。ほうっておけば減少すると思います。それをどうやって補っていくか。やっぱりできるところは国際社会とのかかわりにおいて経済力をつけていくという姿勢は、私はどうしても必要なんだろうというように思います。ですから、今そういう方向にもう既に向かいつつあります。国際経済とのかかわりを持ってない地域、群馬県なんかまさにそういうところなんです。群馬県は空もない、空港がないんです。それから海もないんです。そういう県は何県かございます。そういう県はなかなか国際化というものになじまないのでありますけれども、そういう中でもそういう地域に国際

競争できる企業を誘致するとか、またいろいろな技術とか、それから研究分野とかといったような分野でもって国際競争できるものを準備できないかどうか、そういうような工夫もしていかなければいけない。また国際競争力のあるような特異な農業生産物をつくるかといったようなことも必要なんだろうと思います。これからまさにそういう意味における工夫の時代だと思っておりますので、そういうことも考えながら、地域地域で頑張りたいと思います。

こういう現象は日本全国大体同じなんです。ただ、その中で考えなければいけないのは人口の移動です。特に若い人が地方から都市に移動してしまう。この問題は特に地方では避けられないし、またこれを食いとめる努力というのは大変だと思うんです。これは、私は構造改革、構造変化だと思うんです。これを直すのがいいのか、それともそういうことは是認した上でこれから20年、30年後にあるべき姿を描いて、そっちのほうに国全体をつくっていくのがいいのか。そういった場合に極端な話、道路はほんとうに必要な道路なのかどうかという吟味も長期的には考えていかなければいけない。ただ、今ある計画を延ばせばいいんだという話にはならないかもしれないということも皆様方にあえてお考えいただきたいと思っております。

それから米の話もありましたし、災害の話、地震の話。日本海測の地震について、私は専門家に話を聞いてみます。必要ならば調査を本格的にするというようにさせていただきたいと思っております。優先順位がありますので、済みません。

新幹線の着工。これも先ほどは北陸からお話を伺ったけれども、各地区から要望がある。その要望をすべて満たしていくというのは少しずつ着工するということでありまして、完成年月は余計かかるということでもあります。今、選択と集中という言葉をよく言うんですけども、1カ所集中的にやれば、その地域は早く完成するんです。経済効果も早く出るんです。だけど、ほかの地域はそれを指をくわえて見ていなければいけない。そういうことがありますので、その辺のバランスをどうやってとっていくのかということは、我々のほんとに真剣に考えなければいけないことであり、また同時に皆様方にも時によっては我慢していただかなければいけない。そういう問題も含んでいるということでございますので、またこれは十分に相談させていただかなければいけない課題だと思っております。

水俣病の早期解決。これも悩ましい問題でありますので、関係当局ともよく相談しながら考えさせていただきたいと思っております。

【寺田典城秋田県知事】 総理、1国2制度はどうですか。

【福田康夫内閣総理大臣】 1国2制度？

【寺田典城秋田県知事】 税制是正でもって一番大きな課題なんです。

【福田康夫内閣総理大臣】 これは先ほどちょっと私も触れておりますけれども、地方と都市といったような観点で、そういう中でそれを是正するのがいいのか、日本全国金太郎飴みたいな地域がたくさんできてもいいのか。こういうふうなことも含めて、今、都市化現象でしょう。半分もしくはそれ以上の都市化の現象になっている。どこの都市に行っても似たような都市づくりが行われているのであれば、そういうことでほんとにその国というものは何なのかということも含めて考えなければいけないという問題です。ただ、そのギャップを埋めるという努力はしていかなければいけないと思います。ですから、そういうことを含めて、私どもは地方を重視しようということを言っているわけでありまして、これは秋田を東京と同じにしろということではないとは思いますが……。

【寺田典城秋田県知事】 1国1制度だから、今の偏在があるみたいなので。

【福田康夫内閣総理大臣】 これはまたよく考えさせていただきます。

【増田寛也総務大臣】 はい。ありがとうございました。

時間が少し過ぎまして、午前中からご足労いただきましたけれども、今回の全国都道府県知事会議は以上をもちまして終わらせていただきたいと思います。どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。(拍手)

【福田康夫内閣総理大臣】 皆さん、どうもありがとうございました。

【事務局】 まず総理が退席いたしますので、その後に知事の皆様方にご退席いただきますようお願いいたします。(拍手)